

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の
令和元年度活動報告について

1 主旨

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称 せたホッと)による令和元年度活動報告書がとりまとめられ、このたび区に提出されたため、報告する。

2 活動報告書<令和元年度>の主な内容

(1) 新規相談件数 P 6

272 件 (前年度 : 340 件)

うち年度内に対応終了した件数は 184 件 (前年度 : 230 件)

(2) 相談の主な内容 P 8

相談内容	令和元年度	平成 30 年度
対人関係の悩み	76 件 (27.9%)	83 件 (24.4%)
学校・教職員等の対応	39 件 (14.3%)	37 件 (10.9%)
いじめ	34 件 (12.5%)	65 件 (19.1%)
家庭・家族の悩み	26 件 (9.6%)	38 件 (11.2%)

(3) 初回の主な相談者 P 8 ~ P 9

初回の相談者	令和元年度	平成 30 年度
子ども本人	165 件 (60.7%)	204 件 (60.0%)
母親	89 件 (32.7%)	111 件 (32.6%)
父親	7 件 (2.6%)	7 件 (2.1%)
関係機関	4 件 (1.5%)	9 件 (2.6%)

(4) 初回の相談方法 P 9

子ども

初回の相談方法	令和元年度	平成 30 年度
電話	126 件 (75.4%)	160 件 (77.7%)
メール	33 件 (19.8%)	40 件 (19.4%)
面接	4 件 (2.4%)	6 件 (2.9%)
手紙	2 件 (1.2%)	0 件 (0%)
FAX	2 件 (1.2%)	0 件 (0%)

おとな

初回の相談方法	令和元年度	平成 30 年度
電話	94 件 (89.5%)	118 件 (88.1%)
メール	8 件 (7.6%)	9 件 (6.7%)
面接	3 件 (2.9%)	6 件 (4.5%)
手紙	0 件 (0%)	1 件 (0.7%)
FAX	0 件 (0%)	0 件 (0%)

全体

初回の相談方法	令和元年度	平成 30 年度
電話	220 件 (80.9%)	278 件 (81.8%)
メール	41 件 (15.1%)	49 件 (14.4%)
面接	7 件 (2.6%)	12 件 (3.5%)
手紙	2 件 (0.7%)	1 件 (0.3%)
FAX	2 件 (0.7%)	0 件 (0%)

(5) 権利の侵害を取り除くための申立て等 P 1 5

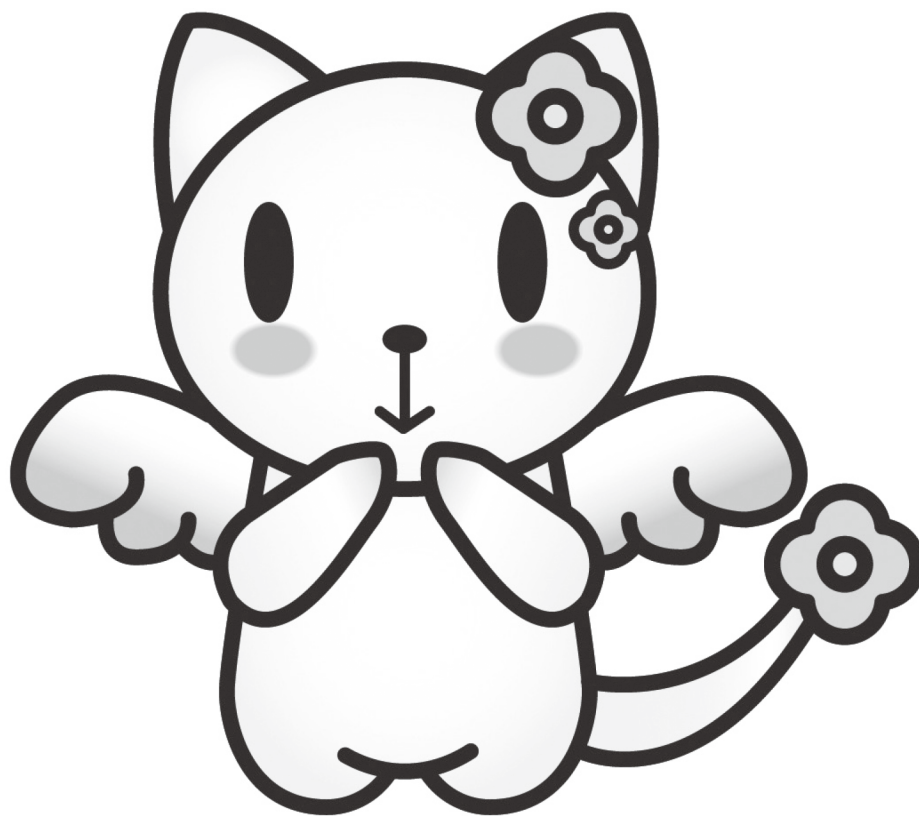
申立て： 0 件 (前年度： 1 件)

調 査： 1 件 (前年度： 1 件) 申立てによらない調査

3 その他

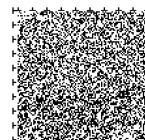
新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和元年度活動報告会を中止し、活動報告書は区ホームページでも公開する。

せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 〈令和元年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



〈名称〉：世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）

はじめに

子どもサポート委員 月田みづえ

新型コロナウイルスの蔓延は、人と人の距離に変化をもたらしました。人と人ができる限り接触を避けることで、感染拡大を予防しました。世界で最初の公式な感染症への法的隔離政策は、1374年のペスト対策であったといわれます¹。行動制限により、人と人の接触を極力避けるという方法は、約100年前にスペインインフルエンザ（通称スペイン風邪）が流行ったときも同じだったそうです²。新たな病への対処策は、時代がすすんでも、治療方法が確立するまではそう簡単には変わらないようです。そのうえ、現代では、100年前と違い、グローバル化によって、国境を越えて、瞬く間に感染が広がるために、人と人のつながりを断つ、より強固な対策が必要になりました。自由であった国境間の移動も制限され、人や物流面の交流があたりまえになっていたのに、あたりまえではなくなるという不自由な生活を余儀なくされました。

私たちは、いま、試練のときにあります。いろいろなことを乗り越えて、人と人とのつながりを大切にし続けることができるのか。世界の中で困っている状態を共有して、苦しんでいる場所に、助けをとどけることができるのか。自国の利益を優先することを迫られながらも、他国のことまで考えることができるのか、選択を迫られることにもなりました。先を見通せば、自国だけで感染蔓延を食い止めたとしても、他国で収束できなければ、自分たちの生活にも跳ね返ってくることもわかります。

本題に入りますが、最近、子どもたちの相談にのっているときに、ロバート・パットナムの言葉を思い起こすことがあります。彼は、アメリカで自分の親の時代には、誰もが“our kids”という“われらの子ども＝私（パットナム）や兄弟ではなく町に住む子ども全員”を指した。けれども、最近のアメリカでは、同じ言葉が、生物学的な“自分の子ども”と狭く使われるように変化したといっています³。相談を受けているときに、日本も同様なのかなと思うことが間々あります。

例えば、いじめの相談の中で、被害や加害とされる子どもたち同士は納得して仲直りをしました。けれども、保護者の方は、自分の子どもを守ろうとするあまり、また、相手の子どもにより強い指導を求めるあまり、相手に謝罪を求め続けます。そこで、大人の気持ちが子どもたちの気持ちと離れていってしまうことがあります。いじめの経緯を明らかにすることは、被害や加害とされる子どもたちどちらにとっても、大切なことです。いじめに繋がった誤解や偏見のような、間違っただけの判断がもとであったこともあります。自分を軸に考えるか、仲直りした子どもたちのように、寛容に他人のことまで考えるかによって、行動に違いが生まれると思います。

他人とのつながりにおいて、自分だけでなく他人の気持ちも同時に思う力＝“共感力”（ジャック・アタリ）の尊重⁴という面で、大人よりも子どもたちのほうが柔軟な感性を持ち合わせているのではないかと思うことが多いです。いつでもうまくいくとは言えませんが、いじめやけんかは必ずしも人と人とのつながりを断つものではありません。子どもたちは、新たな関係を築ききっかけにすることもできると教えてくれます。

いじめやけんかも人と人とのつながりの危機という意味で、分断をどう克服するかという問題解決の方法が試される時です。いかなれば、新型コロナウイルス感染のパンデミックな状況からどう脱するかという問題に通じるものがあるのではないのでしょうか。

「せたホッと」では、地域・社会全員の子どもたち＝“われらの子ども”の尊重につながる方法で、問題解決の手助けができればと考えます。4月1日から世田谷区にも世田谷区立の児童相談所ができました。「せたホッと」は、これらの機関とも連携しながら、地域の子どもたちの相談・見守りの活動を発展させていきたいと思っています。

- 1 村上陽一郎、『ペスト大流行ーヨーロッパ中世の崩壊ー』、岩波新書、P.137
- 2 1918年から始まったスペインインフルエンザの対策は、抗生物質など医学的な手段がなかった当時、「患者の隔離、接触者の行動制限、個人衛生、消毒と集会の延期といったありきたりの方法に頼るしかありませんでした」とあります。国立感染症研究所感染症情報センター「インフルエンザ・パンデミックに関するQ&A（2006.12改訂版）」、<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/pandemic/QAindex.html>、P.2
- 3 ①ロバート・D・パットナム著、柴内康文訳『OUR KIDS The American Dream in Crisis われらの子ども米国における機会格差の拡大』、創元社、2017年3月、1950年代のオタワ郡のポートクリントン为例に現在と大人の子どものかわりを比較しています。P.11、17、30、40.41、48、323、「もしわれらの子どもが困っているのなら、自分の子ども、われわれの子ども、誰の子どもであっても、その面倒を見る責任はわれら全てが負っている」(P.291)と述べています。②ロバート・D・パットナム、オピニオン&フォーラム．“格差が深める米の分断”（2016.9.6. 朝日新聞（東京本社朝刊））を参考にまとめました。
- 4 ジャック・アタリ著、林昌宏訳『2030年ジャック・アタリの未来予測 不確実な世の中をサバイブせよ！』、プレジデント社、2017年8月、「共感力（つまり、偏見にとらわれず、他者の利益を考慮しながら彼らの立場に立つ能力）は必要不可欠だ。共感力とは、たとえ他者の行動が利己的、不誠実、敵対的だと思えても、彼らの価値観、不変的なもの、探求しているものを見出し、なぜ彼らがそのように行動するのかを理解しようとすることだ。」、P.187など

も く じ

はじめに 子どもサポート委員 月田 みづえ

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	2
2	委員への協力	2
3	対象	2
4	体制	2
5	相談方法等	3
6	相談の流れ(仕組み)	3
7	擁護委員会議	4
8	これまでの経過	4

II 令和元年度の活動状況

1	相談活動の状況	6
2	権利の侵害を取り除くための申し立て等	15
3	相談方法と内容の分析	15

III 相談対応・調整活動状況

1	事例紹介	18
2	関係機関との連携	26
3	その他	27

IV 広報・啓発活動

1	広報・啓発	30
2	研修会への講師派遣	34
3	視察受入れ	34
4	他自治体との交流	34
5	関係機関との意見交換	35
6	活動報告会	35

V メッセージ相談者からの声

1	子どもサポート委員 平尾 潔	38
2	相談・調査専門員 田中 由美子、田中 あかり	40
3	相談者からの声	43

おわりにかえて 子どもサポート委員 半田 勝久 48

VI 参考資料

世田谷区子ども条例	52
世田谷区子ども条例施行規則	56
相談状況の集計推移	58
アンケート結果	65
ホッとにきゅうさい FAX	66

世田谷区子どもの人権擁護委員 「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ（仕組み）
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの人権擁護委員(以下、子どもサポート委員)の設置目的、職務

(1)設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2)位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(*)

*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3)職務内容

- ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ②子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- ⑦活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案(子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

4 体制(令和2年3月現在)

(1)子どもサポート委員 3名

氏名	所属等
月田 みづえ (つきだ みづえ)	昭和女子大学 非常勤講師 (子ども家庭福祉、社会福祉)
半田 勝久 (はんだ かつひさ)	日本体育大学体育学部准教授 (教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学)
平尾 潔 (ひらお きよし)	弁護士(第二東京弁護士会)

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

(2)相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭、高等学校教諭の有資格者など。

(3)事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

子ども・若者部子ども家庭課の職員

5 相談方法等

(1)相談方法

○電話：0120-810-293〔フリーダイヤル〕

○メール・FAX：区ホームページで「せたホット」を検索

⇒ せたがやホット子どもサポート「せたホット」のページの「せたホット」に相談するには

メールの場合：「メールで相談したい」をクリック⇒メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信

FAXの場合：「電話・ファクシミリで相談したい」をクリック⇒FAX送信用の用紙に相談内容

を書いて03-3439-6777(ホッとにきゅうさいFAX)にFAX送信

○面接：予約なしの相談も可

○その他：手紙、はがきによる相談も可

(2)相談時間 月曜日～金曜日：午後1時～午後8時

土曜日：午前10時～午後6時(日曜日、祝・休日、年末年始はお休み)

(3)窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター 3階(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 相談の流れ(仕組み)



7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。令和元年度は計23回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

令和元年度 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	23

8 これまでの経過

平成14年 4月 (2002年)	子ども条例施行
平成17年 3月 (2005年)	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成23年12月 (2011年)	区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成24年 5月 (2012年)	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25年 2月 (2013年)	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(「せたホッと」)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂3-15-15)にて相談業務を開始
平成26年 6月 (2014年)	「平成25年度活動報告書」を発行
7月	平成25年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成27年 3月 (2015年)	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成26年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成28年 6月 (2016年)	「平成27年度活動報告書」を発行
7月	平成27年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成29年 6月 (2017年)	「平成28年度活動報告書」を発行
7月	平成28年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
平成30年 6月 (2018年)	「平成29年度活動報告書」を発行
7月	平成29年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和元年 6月 (2019年)	「平成30年度活動報告書」を発行
7月	平成30年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)

II

令和元年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申し立て等
- 3 相談方法と内容の分析

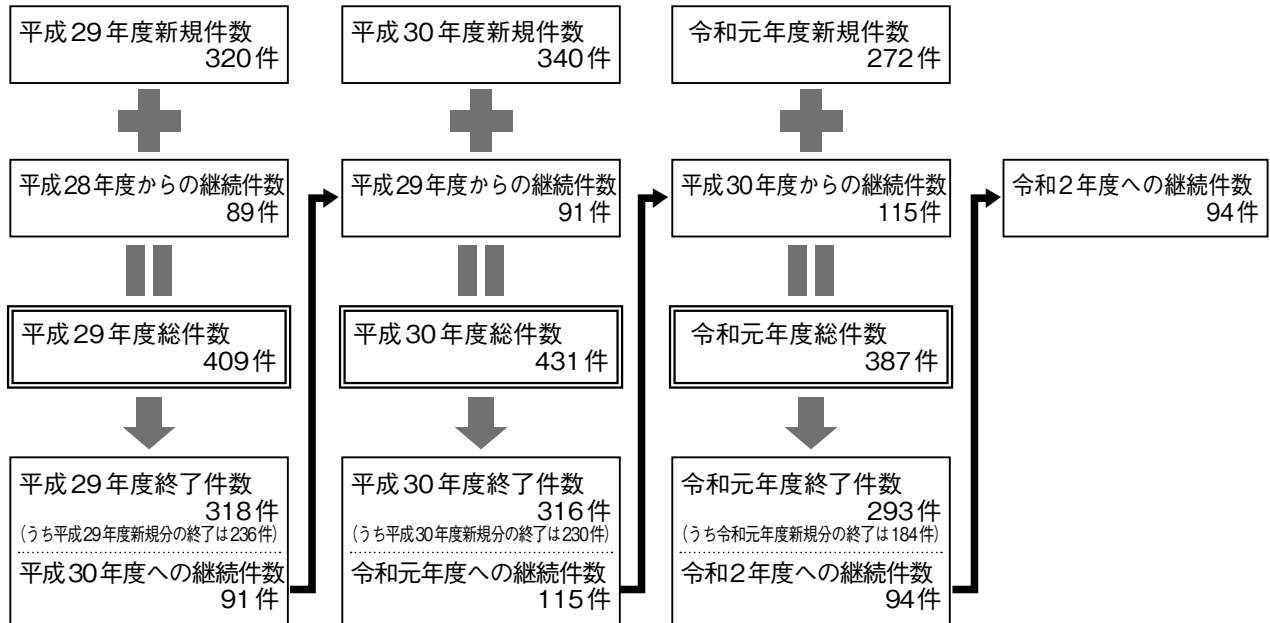
II 令和元年度の活動状況

1 相談活動の状況

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの相談活動の状況は、平成30年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

令和元年度の新規件数は272件でした。平成30年度からの継続件数は115件だったため、令和元年度は、合計で387件の相談対応をしました。令和2年度へ継続する件数は94件になりました。



(2) 令和元年度の新規件数

令和元年度の新規件数、272件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	11 (4.0%)	7 (2.6%)	18 (6.6%)
5月	16 (5.9%)	8 (2.9%)	24 (8.8%)
6月	33 (12.1%)	14 (5.1%)	47 (17.3%)
7月	7 (2.6%)	14 (5.1%)	21 (7.7%)
8月	5 (1.8%)	5 (1.8%)	10 (3.7%)
9月	8 (2.9%)	10 (3.7%)	18 (6.6%)
10月	19 (7.0%)	8 (2.9%)	27 (9.9%)
11月	9 (3.3%)	10 (3.7%)	19 (7.0%)
12月	12 (4.4%)	12 (4.4%)	24 (8.8%)
1月	19 (7.0%)	8 (2.9%)	27 (9.9%)
2月	13 (4.8%)	6 (2.2%)	19 (7.0%)
3月	15 (5.5%)	3 (1.1%)	18 (6.6%)
合計	167 (61.4%)	105 (38.6%)	272 (100.0%)

(3) 令和元年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数272件に平成30年度からの継続件数115件を加えた387件について、延べ相談回数1,333回（初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数）、相談者への活動回数749回（「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数）、関係機関との活動回数534回（学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数）、そのすべてを合わせた総活動回数は2,616回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含まれています。

なお、平成30年度の総活動回数は2,895回でした。

令和元年度	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	52 (2.0%)	51 (1.9%)	103 (3.9%)	27 (1.0%)	46 (1.8%)	73 (2.8%)	37 (1.4%)	213 (8.1%)
5月	37 (1.4%)	37 (1.4%)	74 (2.8%)	16 (0.6%)	22 (0.8%)	38 (1.5%)	17 (0.6%)	129 (4.9%)
6月	83 (3.2%)	77 (2.9%)	160 (6.1%)	25 (1.0%)	43 (1.6%)	68 (2.6%)	35 (1.3%)	263 (10.1%)
7月	32 (1.2%)	55 (2.1%)	87 (3.3%)	12 (0.5%)	49 (1.9%)	61 (2.3%)	58 (2.2%)	206 (7.9%)
8月	39 (1.5%)	35 (1.3%)	74 (2.8%)	22 (0.8%)	25 (1.0%)	47 (1.8%)	38 (1.5%)	159 (6.1%)
9月	54 (2.1%)	72 (2.8%)	126 (4.4%)	21 (0.8%)	47 (1.8%)	68 (2.6%)	33 (1.3%)	227 (8.7%)
10月	75 (2.9%)	86 (3.3%)	161 (5.6%)	29 (1.1%)	41 (1.6%)	70 (2.7%)	80 (3.1%)	311 (11.9%)
11月	58 (2.2%)	61 (2.3%)	119 (4.1%)	26 (1.0%)	33 (1.3%)	59 (2.3%)	71 (2.7%)	249 (9.5%)
12月	70 (2.7%)	60 (2.3%)	130 (4.5%)	29 (1.1%)	42 (1.6%)	71 (2.7%)	56 (2.1%)	257 (9.8%)
1月	66 (2.5%)	37 (1.4%)	103 (3.6%)	38 (1.5%)	23 (0.9%)	61 (2.3%)	22 (0.8%)	186 (7.1%)
2月	58 (2.2%)	37 (1.4%)	95 (3.3%)	39 (1.5%)	22 (0.8%)	61 (2.3%)	33 (1.3%)	189 (7.2%)
3月	78 (3.0%)	23 (0.9%)	101 (3.5%)	51 (1.9%)	21 (0.8%)	72 (2.8%)	54 (2.1%)	227 (8.7%)
合計	702 (26.8%)	631 (24.1%)	1,333 (51.0%)	335 (12.8%)	414 (15.8%)	749 (28.6%)	534 (20.4%)	2,616 (100.0%)

※前年度からの継続件数115件を加えた387件に対する回数

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和元年度	702 (26.8%)	631 (24.1%)	1,333 (51.0%)	335 (12.8%)	414 (15.8%)	749 (28.6%)	534 (20.4%)	2,616 (100.0%)
平成30年度	733 (25.3%)	724 (25.0%)	1,457 (50.3%)	374 (12.9%)	462 (16.0%)	836 (28.9%)	602 (20.8%)	2,895 (100.0%)

(4)相談状況の詳細と前年度との比較

① 相談内容

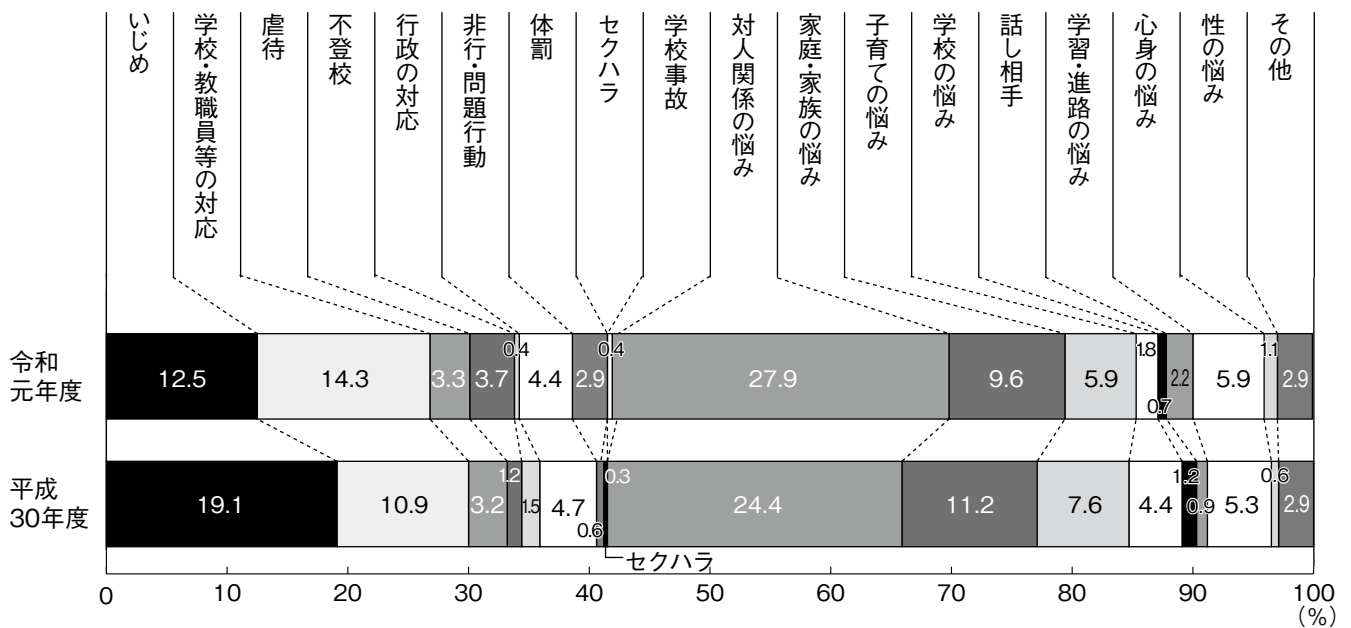
令和元年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(76件、27.9%)でした。次いで、「学校・教職員等の対応」(39件、14.3%)、「いじめ」(34件、12.5%)、「家庭・家族の悩み」(26件、9.6%)となりました。

平成30年度との比較(割合)では、「学校・教職員等の対応」や「不登校」、「体罰」に関する相談が増え、「いじめ」や「学校の悩み」が減少しました。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
34 (12.5%)	39 (14.3%)	9 (3.3%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	8 (2.9%)	—	—	1 (0.4%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
76 (27.9%)	26 (9.6%)	16 (5.9%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	16 (5.9%)	3 (1.1%)	8 (2.9%)	272 (100.0%)

図① 相談内容の比較グラフ



② 初回の相談者

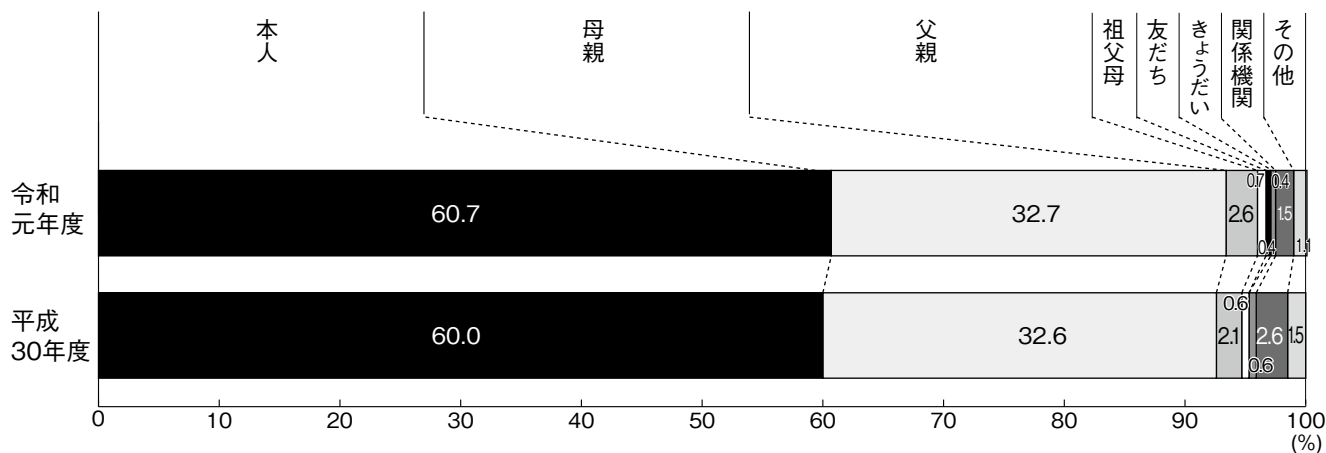
平成30年度同様、子どもからの相談の割合が多く、子ども「本人」からの相談が165件(60.7%)、「友だち」からの相談が1件(0.4%)、「きょうだい」からの相談が1件(0.4%)でした。おとなからの相談は、「母親」(89件、32.7%)、「父親」(7件、2.6%)、「祖父母」(2件、0.7%)、「関係機関」(4件、1.5%)となりました。

「関係機関」の内訳は、「学校」や「児童福祉施設」、「その他」の内訳は、「友だちの保護者」や「近隣住民」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
165 (60.7%)	89 (32.7%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	3 (1.1%)	272 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



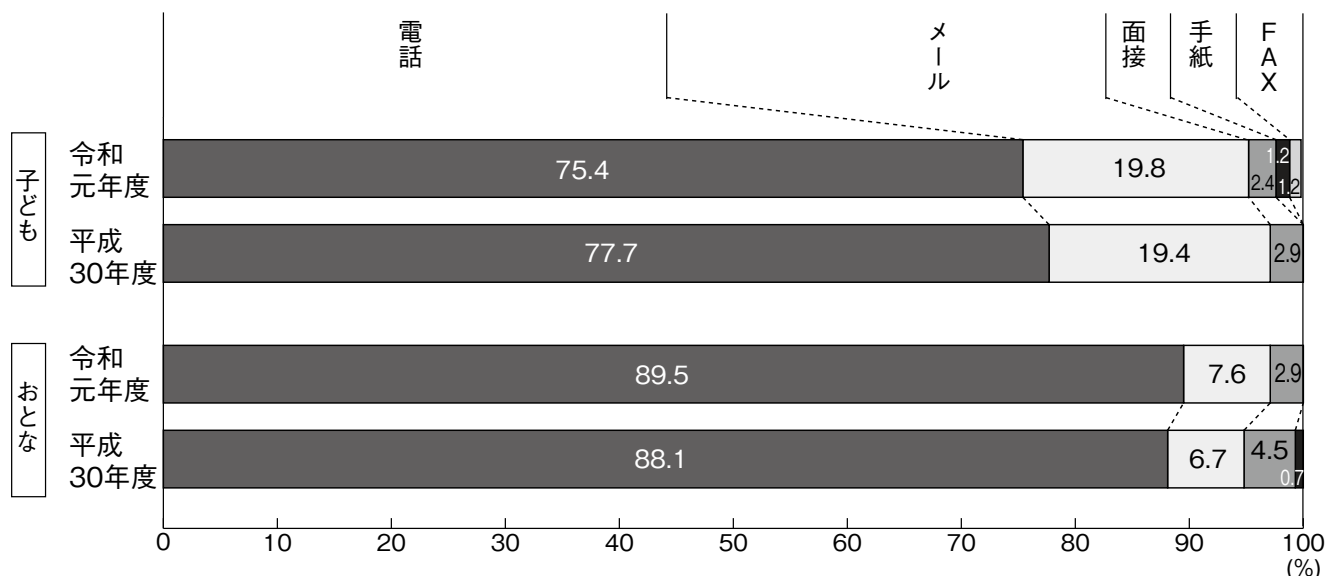
③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、「電話」(220件、80.9%)、次いで、「メール」(41件、15.1%)、「面接」(7件、2.6%)、「手紙」(2件、0.7%)、「FAX」(2件、0.7%)となりました。「FAX」による初回相談は、開設後初めてのことでした。平成30年度と変わらず、「電話」が全体の相談の8割以上であり、子どもからの「メール」が子どもからの相談の約20%を占めています。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	126 (75.4%)	33 (19.8%)	4 (2.4%)	2 (1.2%)	2 (1.2%)	167 (100.0%)
おとな	94 (89.5%)	8 (7.6%)	3 (2.9%)	—	—	105 (100.0%)
合計	220 (80.9%)	41 (15.1%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	272 (100.0%)

図③ 初回の相談方法の比較グラフ



④ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の約6割（165件、60.7%）で最も多く、次に「中学校」（63件、23.2%）、「高校等」（33件、12.1%）となりました。

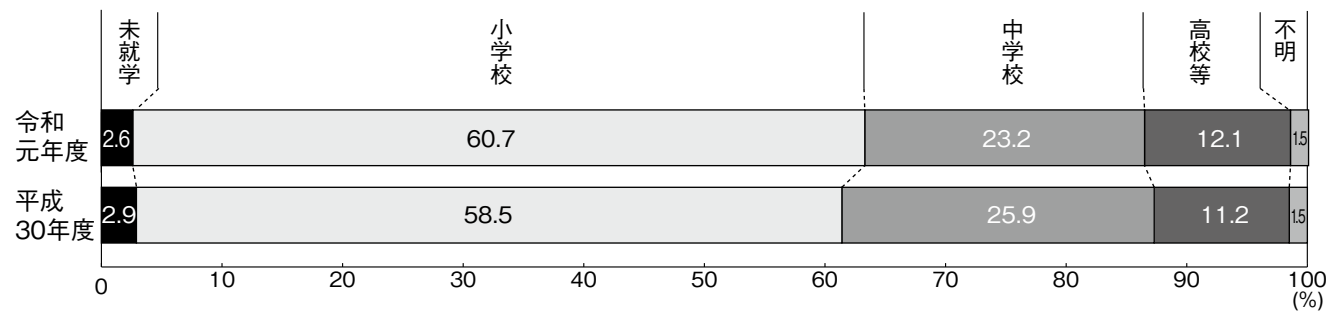
また、平成30年度との比較（割合）では、「未就学」と「中学校」に関する相談が減少し、「小学校」と「高校等」に関する相談が増加しました。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
7 (2.6%)	165 (60.7%)	63 (23.2%)	33 (12.1%)	4 (1.5%)	272 (100.0%)

図④ 子どもの所属の比較グラフ



⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校6年」（36件、13.2%）でした。次いで、「小学校4年」（30件、11.0%）、「小学校5年」（27件、9.9%）となりました。

平成30年度との比較（割合）では、「小学校1年」からの相談が最も増加しており、次に「高校1年」の相談が増加しています。一方で、「高校2年」や「中学校2年」の相談が減少しています。

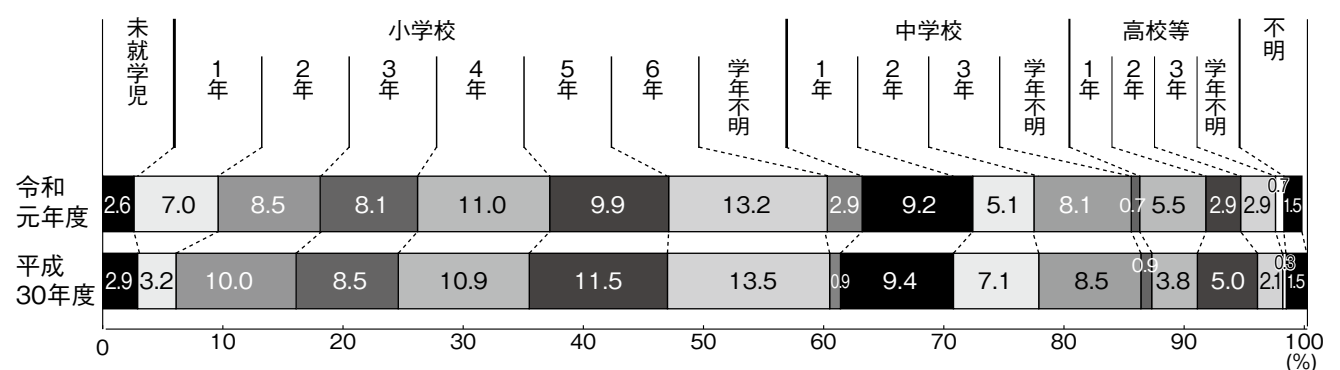
「学年不明」および「不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表⑤ 子どもの学年

未就学	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
7 (2.6%)	19 (7.0%)	23 (8.5%)	22 (8.1%)	30 (11.0%)	27 (9.9%)	36 (13.2%)	8 (2.9%)	4 (1.5%)	272 (100.0%)
中学校				高校等					
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
25 (9.2%)	14 (5.1%)	22 (8.1%)	2 (0.7%)	15 (5.5%)	8 (2.9%)	8 (2.9%)	2 (0.7%)		

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが1,037回、おとなが1,045回、合計2,082回でした。平成30年度は子どもが1,107回、おとなが1,186回であり、総じて減少しました。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもは「電話」(370回、35.7%)、次いで「メール」(192回、18.5%)でした。おとなは「電話」(487回、46.6%)が最も多く、次いで「所内面接」(83回、7.9%)となりました。

「せたホッと」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(192回、18.5%)、おとなに対しては「電話」(363回、34.7%)が、最も多かったです。

平成30年度に比べ、子どもとのやり取りでは、「電話」や「手紙」、「FAX」については増加しました。「面接」と「メール」については減少しましたが、「面接」のうち「所内面接」については増加しました。一方、おとなとのやり取りでは、「電話」でのやり取りが増加し、「メール」や「面接」、「FAX」でのやり取りが減少しました。

※「所内面接」は「せたホッと」内で行う面接、「訪問面接」は「せたホッと」外で行う面接を指します。

表⑥ 相談者との相談方法

令和 元年度	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	370 (35.7%)	108 (10.4%)	192 (18.5%)	192 (18.5%)	134 (12.9%)	31 (3.0%)	3 (0.3%)	4 (0.4%)	3 (0.3%)	—	1,037 (100.0%)	2,082
合計	478		384		165		7		3			
おとな	487 (46.6%)	363 (34.7%)	59 (5.6%)	34 (3.3%)	83 (7.9%)	15 (1.4%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	—	1 (0.1%)	1,045 (100.0%)	
合計	850		93		98		3		1			

平成 30年度	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	356 (32.2%)	44 (4.0%)	261 (23.6%)	267 (24.1%)	114 (10.3%)	62 (5.6%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	—	—	1,107 (100.0%)	2,293
合計	400		528		176		3		—			
おとな	493 (41.6%)	319 (26.9%)	110 (9.3%)	100 (8.4%)	118 (9.9%)	40 (3.4%)	3 (0.3%)	—	—	3 (0.3%)	1,186 (100.0%)	
合計	812		210		158		3		3			

⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

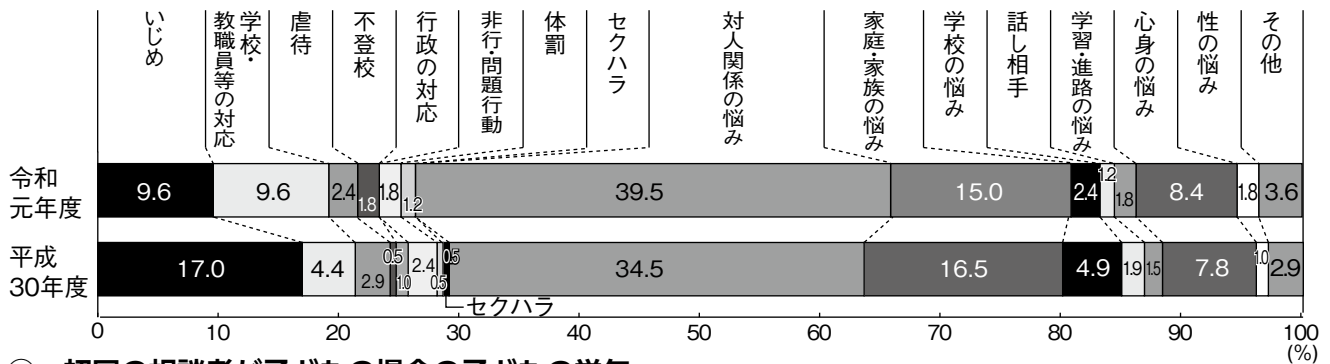
初回の相談者が子ども(本人165件、友だち1件、きょうだい1件を合わせた167件)の場合においても、相談内容は「対人関係の悩み」(66件、39.5%)が最も多く、全体の約4割を占めています。次いで、「家庭・家族の悩み」(25件、15.0%)、「いじめ」(16件、9.6%)、「学校・教職員等の対応」(16件、9.6%)となりました。

平成30年度との比較(割合)では、「学校・教職員等の対応」や「対人関係の悩み」、「不登校」の相談が増加し、「いじめ」や「学校の悩み」が減少しました。

表⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
16 (9.6%)	16 (9.6%)	4 (2.4%)	3 (1.8%)	—	3 (1.8%)	2 (1.2%)	—	—	—
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
66 (39.5%)	25 (15.0%)	—	4 (2.4%)	2 (1.2%)	3 (1.8%)	14 (8.4%)	3 (1.8%)	6 (3.6%)	167 (100.0%)

図⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

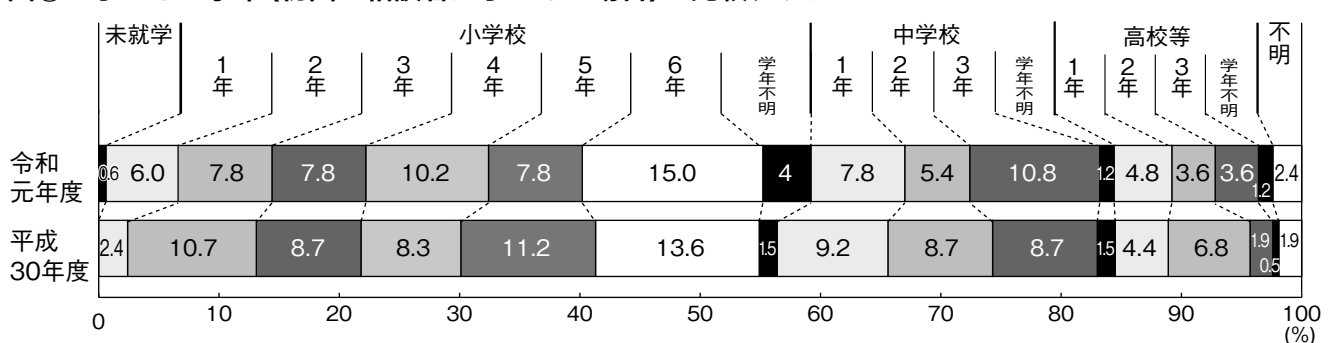
初回の相談者が子どもの場合においても、「小学校6年」(25件、15.0%)が最も多くなりました。平成30年度との比較(割合)では、「小学校1年」や「中学校3年」、「小学校4年」からの相談が増加しました。一方、「小学校5年」や「中学校2年」からの相談は減少しました。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)

未就学	小学校							学年不明	不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年				
1 (0.6%)	10 (6.0%)	13 (7.8%)	13 (7.8%)	17 (10.2%)	13 (7.8%)	25 (15.0%)	7 (4%)	—	167 (100.0%)	
中学校				高校等				不明	合計	
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明			
13 (7.8%)	9 (5.4%)	18 (10.8%)	2 (1.2%)	8 (4.8%)	6 (3.6%)	6 (3.6%)	2 (1.2%)	4 (2.4%)	167 (100.0%)	

図⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



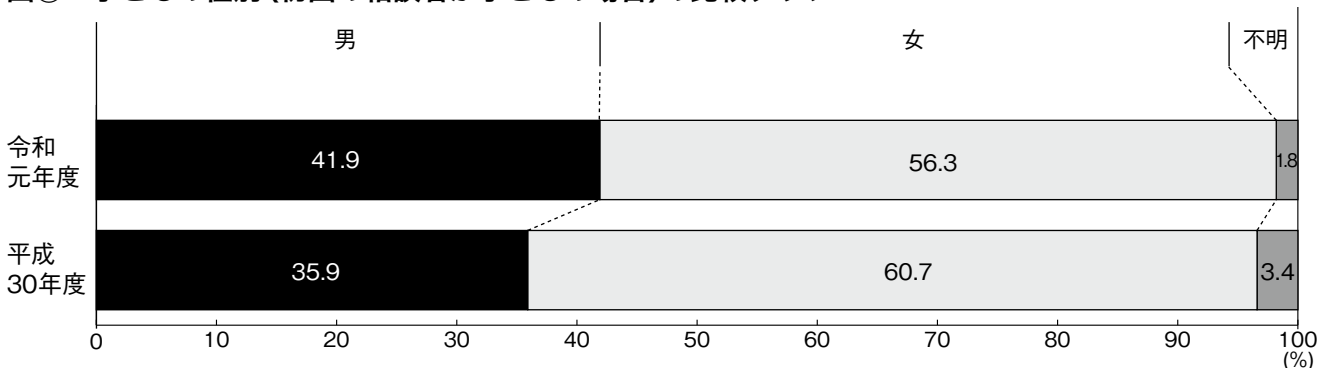
⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談(94件、56.3%)が男子からの相談(70件、41.9%)よりも多かったです。男子からの相談が4割を超え、例年に引き続き増加傾向にあります。

表⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)

男	女	不明	合計
70 (41.9%)	94 (56.3%)	3 (1.8%)	167 (100.0%)

図⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



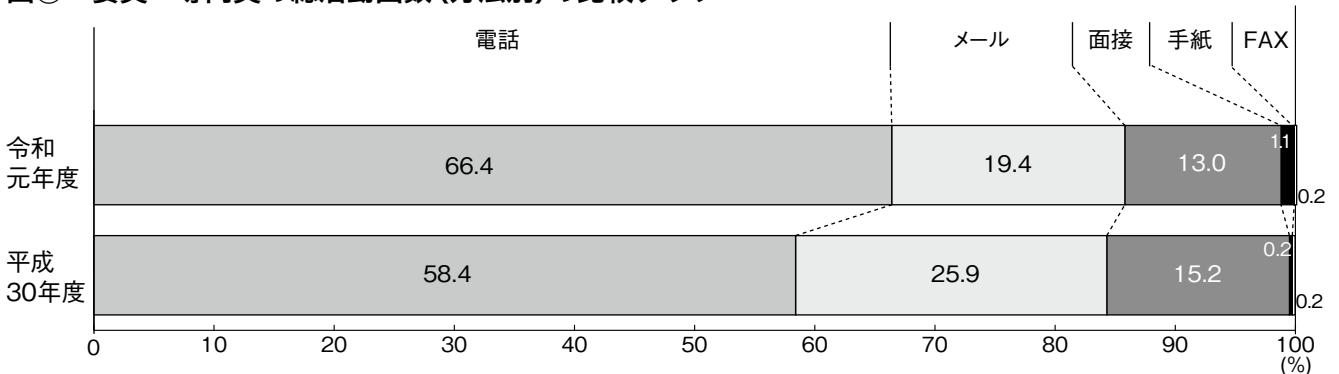
⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

相談方法としては、「電話」(1,737回、66.4%)が6割を超え最も多く、次いで「メール」(507回、19.4%)、「面接」(340回、13.0%)となりました。平成30年度との比較では、「電話」と「手紙」での活動回数が増え、「メール」と「面接」での活動回数が減りました。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)

電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
1,737 (66.4%)	507 (19.4%)	340 (13.0%)	28 (1.1%)	4 (0.2%)	2,616 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)の比較グラフ



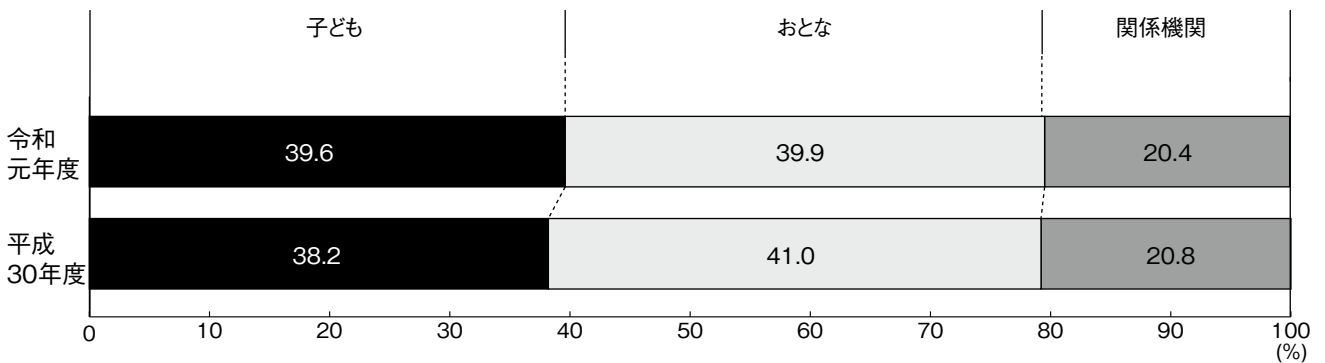
⑪ 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「おとな」(1,045回、39.9%)とのやり取りが最も多く、次いで「子ども」(1,037回、39.6%)、「関係機関」(534回、20.4%)でした。平成30年度と変わらず、「子ども」と「おとな」はそれぞれ約4割とほぼ同じ割合になっています。

表⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)

子ども	おとな	関係機関	合計
1,037 (39.6%)	1,045 (39.9%)	534 (20.4%)	2,616 (100.0%)

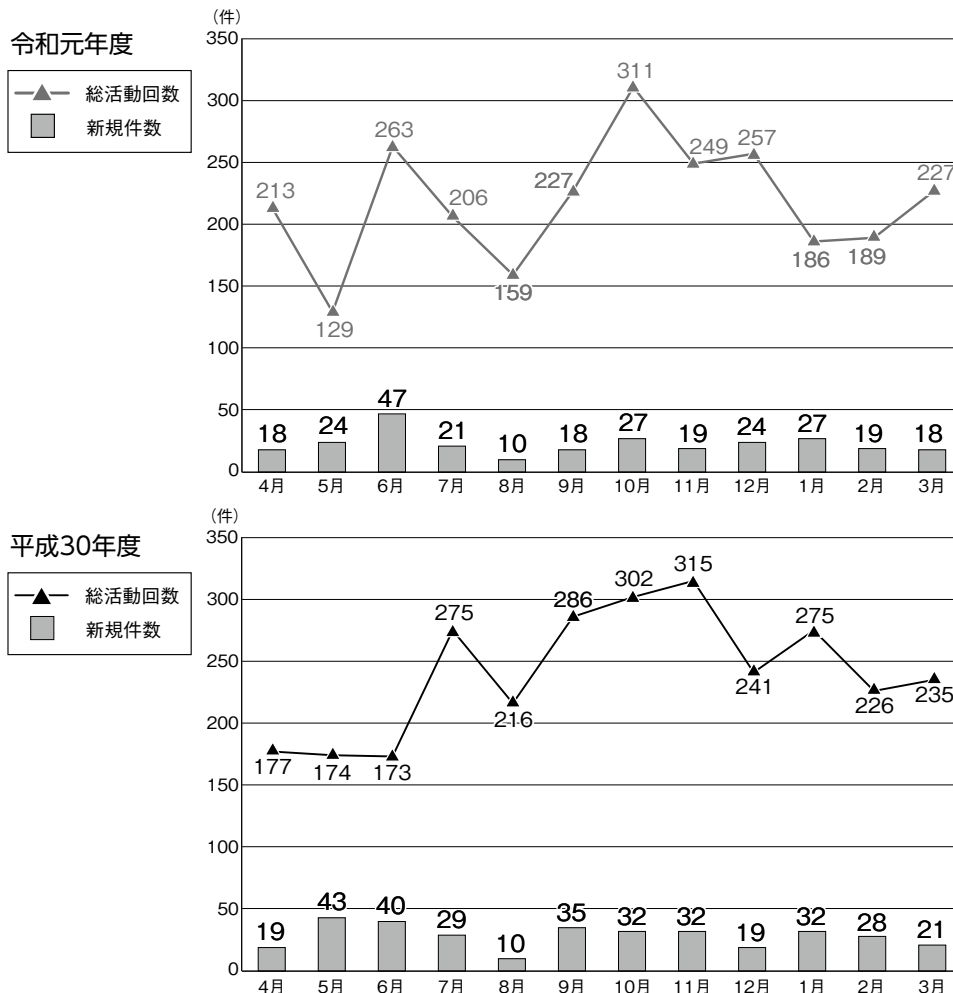
図⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ



⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

新規件数は、6月が最も多く、10月、1月が同数で次に多く相談がありました。総活動回数は、10月、6月、12月の順に多く活動しました。

表⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移



2 権利の侵害を取り除くための申し立て等

令和元年度は世田谷区子ども条例（以下「条例」という。）第19条に基づく権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。なお、条例第20条1項に基づき調査を1件実施しました。

3 相談方法と内容の分析

令和元年度の新規相談件数は272件でした。平成30年度からの継続件数115件を合わせると総相談件数は387件でした。初回の相談方法は子ども・おとなともに電話が多く、次いでメール、面接となっています。子どもからの相談では件数は少ないものの手紙やFAXでの相談もありました。手紙やFAXについては、手紙などを書くことが好きで利用する子どもたちからの相談というよりは、令和元年度の傾向として「他の通信手段がない」「誰にも知られずに相談できる方法が他にない」といった苦肉の策として利用している場合が多く見受けられました。また最近では固定電話を置いていないご家庭も増えてきています¹。携帯電話を持っている子どもでも通話などに制限のあるキッズ携帯を使用しているケースも多く、通信手段を持っていない子どもたちからのアクセスをどう保証するのかが大きな課題です。「子ども」から「せたホッと」へのアクセスが難しいケースの場合には、「せたホッと」から「子ども」へのアクセスも難しい傾向があり、手紙の相談の場合は毎回返信の送付先や送付方法について慎重な検討を行っています。電話やメールの場合でも「保護者が家にいるときは電話ができない」「メールの返事も学校にいる時間だけにしてほしい」といった子どもたちも多く、保護者にまだ相談内容を話せていない、または家庭内での安全が確保されていないと感じている子どもたちほど、相談につながること・継続することが難しい傾向があります。

近年ではSNSを利用した相談を開始する自治体や団体も増えつつあります。小学生などで自分のパソコンや携帯電話を持っていないなどの理由から、SNSを利用することが難しい子どももいます。また、相談内容や家庭の状況によっては、親が近くにいると電話できないなど、家の中では相談できない子どもたちがいると考えられます。世田谷区では令和2年3月2日から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い区立学校が臨時休業措置を取っていましたが、先行して外出自粛を開始した海外ではDVや虐待のような家庭内での暴力が増加しているといった報告も出てきています。特に「せたホッと」の相談対象者は小学生が6割を占めており、これまでも夏休みなどの学校がない時期は相談が減る傾向がありました。学校関係の悩みがいったん棚上げできることも要因のひとつと考えられますが、例えば「保護者を怒らせてしまった」といった相談の場合に、途中で電話が切れてしまう、または保護者が近くに来ることによって話せなくなってしまうことも多く、家にいることによって相談のハードルが上がってしまっている可能性も十分に考えられます。3月の臨時休業以降も夏休み時期と同様に子どもからの相談には減少傾向が見られました。

子どもからの相談では、今年も「対人関係の悩み」（66件39.5%）が一番多く、ついで「家庭・家族の悩み」（25件15.0%）となりました。「心身の悩み」（14件8.4%）は中高生からの相談が多く、そういった子どもたちの多くがメール相談を利用する傾向がありました。「対人関係の悩み」については、仲間はずれや喧嘩、意地悪をされたといった相談だけではなく、「ついカッとなってひどい事を言ったり暴力をふるってしまうが、どうしたらやめられるのか」というような加害側になってしまう子どもたちからの電話相談も複数かかっています。また年齢が上がると「人間関係が上手く作れない」「周りとうまく馴染めずに違和感がある」というような集団生活になじみきれていないという感覚を持ち、葛藤を抱える子どもたちも多いようです。

「家庭・家族の悩み」については、日本の家事・育児関連時間の傾向²として、妻より夫の家事・育児に従事する時間がとても短いということもあってか、「母親」との葛藤に関わる相談が多く寄せられています。子どもが低年齢の場合には「母親を怒らせてしまった」「喧嘩をしてしまったが謝りたい」と言っ

た相談が多く、年齢が上がると「自分は親から好かれていない」「兄弟間で差があるような気がする」「自分の気持ちを理解してもらえない」といった相談が寄せられています。「心身の悩み」に関わる相談の中でも「母親」を中心とした親との葛藤の話が出てくることも多く、「家庭・家族の悩み」の相談の中でも「不登校」や「対人関係」における自信のなさに関する話が出てくることから、愛着形成に関わる問題が子どもたちのその後の生きづらさにつながってしまっている様子が窺えます。また、「家庭・家族の悩み」の中で特徴的なものとしては、小学生を中心に「習い事が多すぎて疲れてしまう。でもやめさせてもらえない」「受験が辛い、塾が辛いけど、休ませてもらえない」といった相談も複数寄せられています。

令和元年度は「せたホッと」への相談件数が減少しました。しかしこれまでの相談を通して見てきたこととして、多くの子どもたちが「親（時には大好きな担任の先生）に心配をかけたくない・迷惑をかけたくない」といった思いを持っており、身近なおとなに相談する前にワンクッションとなるような相談の場を必要としています。また深刻な権利侵害を受けている子どもたちの中には「身近なおとなにこそ相談できない」という状況にある子どもたちが多く、そういった子どもたちの多くが「自分が我慢すること」によって問題をやりすごしている状況があります。子どもたちが普段「居場所」として利用している児童館やプレーパークのような場所も休館してしまっている今、どのような状況に置かれた子どもたちであっても相談できるようなハードルが低くかつ、利便性が高い相談システムの構築が必要となっていることを痛感しています³。

- 1 総務省が発表している通信利用動向調査（30年度）では、スマートフォンの保有割合が上がる一方、固定電話の保有割合が6割まで落ちてきていること、特に20代、30代の世帯において低い割合になっていることが指摘されています。
- 2 内閣府男女共同参画局「共同参画」（2018年5月号）参照
- 3 例えば法務省では、学校を通じて配布される「SOSミニレター」という料金受取人払いの封筒と便箋を一体化したものを使用した相談事業を展開しています。電話や手紙などの折り返し先を家庭・学校等子どもたちが事前にも選べるようになっており、このようなシステムは参考になると考えられます。

Ⅲ

相談対応・調整活動状況

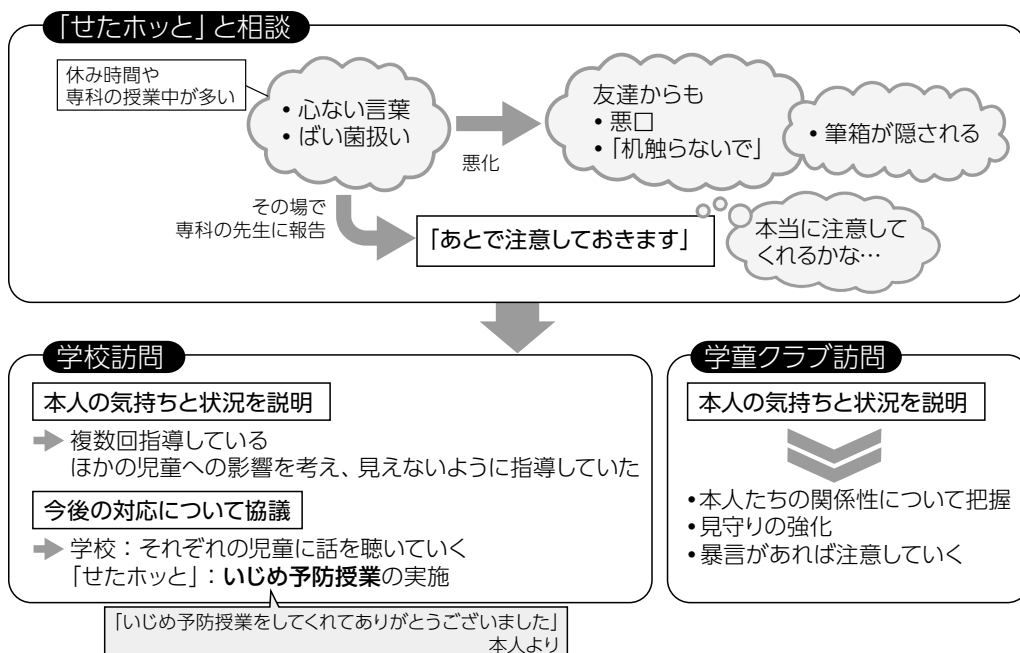
- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携
- 3 その他

Ⅲ 相談対応・調整活動状況

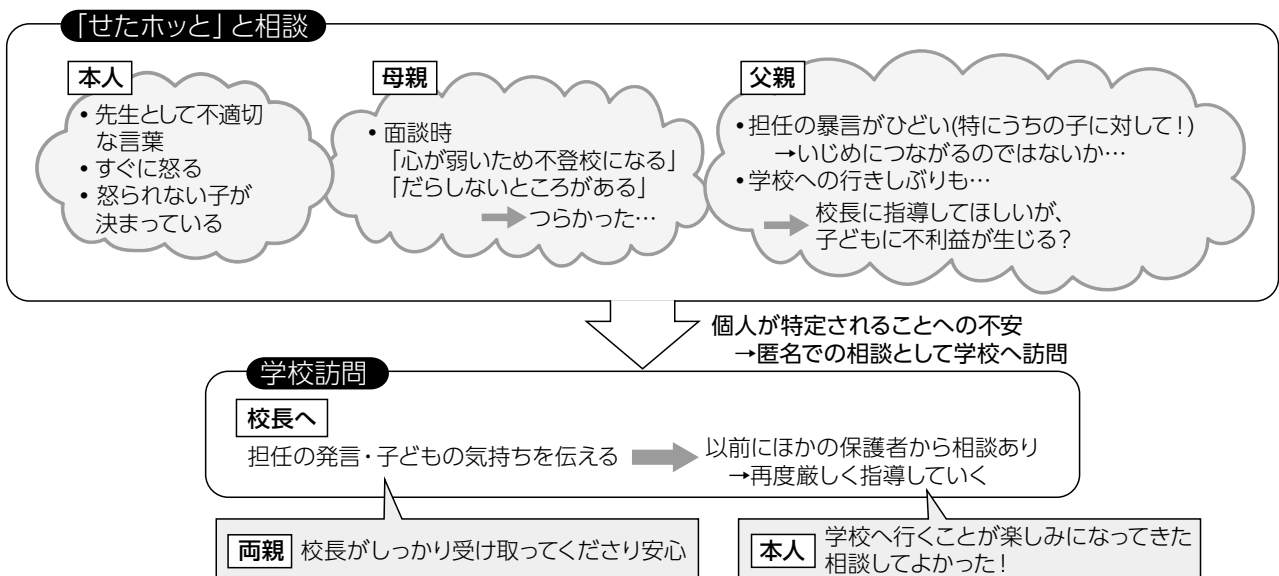
1 事例紹介

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

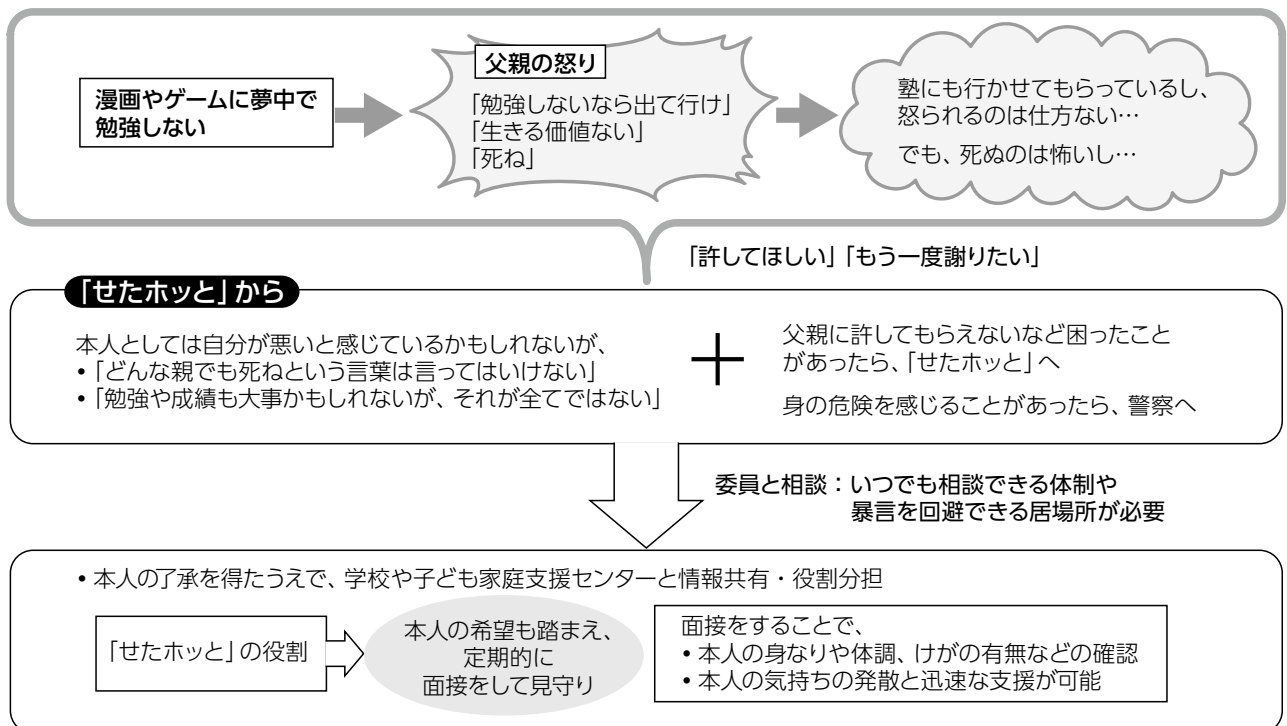
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例① 母親 小学生 いじめ 電話・面接	<p>【相談内容】</p> <p>子どものいじめについて相談したいです。複数の子から心ない言葉を言われるだけでなく、ばい菌扱いもされています。また、普段は悪口を言わない子からも「机触らないで」と言われたり、誰がやったかはわからないけど、本人の筆箱が隠されたりすることもあるようで、本人がつらそうです。どのように対応したらよいのでしょうか。</p> <p>【せたホッとから】</p> <p>本人と母親で「せたホッと」に来所してもらい相談内容の確認を行いました。悪口は休み時間や専科の授業など担任の先生がいない時に言われることが多いとわかりました。専科の先生にはその場で悪口を言われたことを伝えたこともありました。「あとで注意します」と言われ、すぐに注意してもらえなかったとのことでした。また、学童クラブ*でその子たちに会ってしまうことも、本人としては困っているようでした。面接の最後に本人から、「せたホッと」が学校に訪問していじめをなんとかしてほしい、学童クラブに対しても本人の気持ちを伝えてほしいという希望がありました。</p> <p>それを受けて、委員と専門員で学校を訪問し、本人の気持ちや状況を伝えました。学校からは、嫌がらせをしている児童にはこれまでに複数回の指導をしていること、ただ児童同士の関係性への影響を考え、ほかの児童からは見えないように指導しているため、注意してもらえないと感じさせてしまったのかもしれないとの話がありました。今後の対応については、学校がそれぞれの子どもたちから話を聴いていくこと、また「せたホッと」が学年全体にいじめ予防授業を実施することが決まりました。次に、学童クラブにも訪問し、本人の気持ちを伝えたくて、見守りを強化してもらうようお願いしました。</p> <p>後日、本人から「いじめ予防授業をしてくれてありがとうございました」というお礼の電話を元気な声でもらい、その後も見守りを継続していくことになりました。</p> <p>*「学童クラブ」とは「放課後児童クラブ」の世田谷区における名称</p>



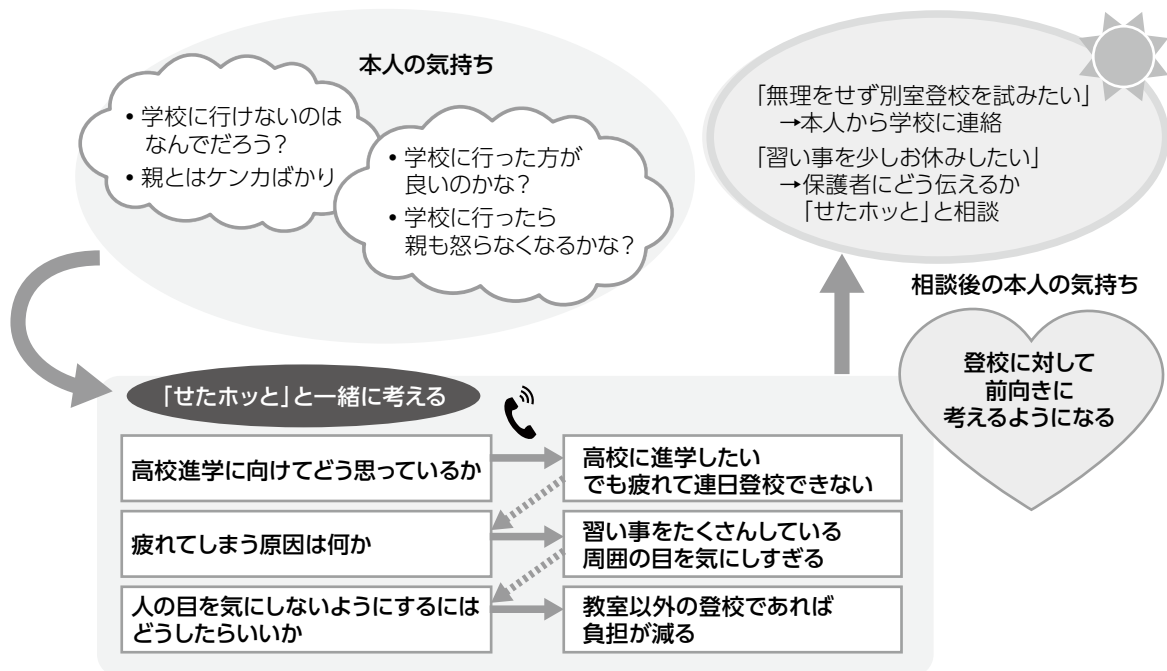
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例② 父親 小学生 学校・教職員等 の対応 電話・面接	<p>【相談内容】</p> <p>「せたホッとレター」を見て小学生の子どものことで相談したいと思い、電話しました。担任から不特定多数の子どもに暴言があります。その中でも特にうちの子に対してひどい気がします。担任の暴言が子どもたちにも影響し、いじめにつながるのではないかと心配です。学校への行きしぶりも出てきており、どうしたらいいでしょうか。</p> <p>【せたホッとから】</p> <p>来所での相談を希望されたため、本人と両親で来所してもらい、委員と専門員で話を聴きました。本人の話によると、担任は子どもに対して先生として不適切な言葉を言ったり、すぐに大声で怒鳴ったりするとのことでした。さらに、先生から言われないうちは決まっているという話もありました。母親からは、担任との面談時に「心が弱いと不登校になるのではないか」「だらしのないところがある」など言われてつらい思いをしたこと、父親からは、校長に担任のことを伝えて言動を改めてもらえるよう指導してほしいとお願いしたいが、それによって本人に不利益が生じるのではないかと心配しているという話がありました。本人、両親ともに学校へ伝えて改善してほしいという希望はあるものの、個人が特定されることへの強い不安があったため、その点に配慮しながら学校に伝えることになりました。</p> <p>後日、委員と専門員で学校を訪問しました。校長には、だれからの相談であるかは伏せ、担任の発言とそれを言われている子どもの気持ちを伝えました。校長からは、以前にほかの保護者からも同様の相談があったこと、再度厳しく担任を指導していきたいという話がありました。本人と両親に報告すると、両親は「校長がしっかりと受け取ってくださり安心できた」と安堵され、本人も「学校へ行くことが楽しみになってきた」「相談してよかった」と話があり、何かまた不安なこと、嫌なことがあればすぐに相談してほしいと伝え、相談を終えています。</p>



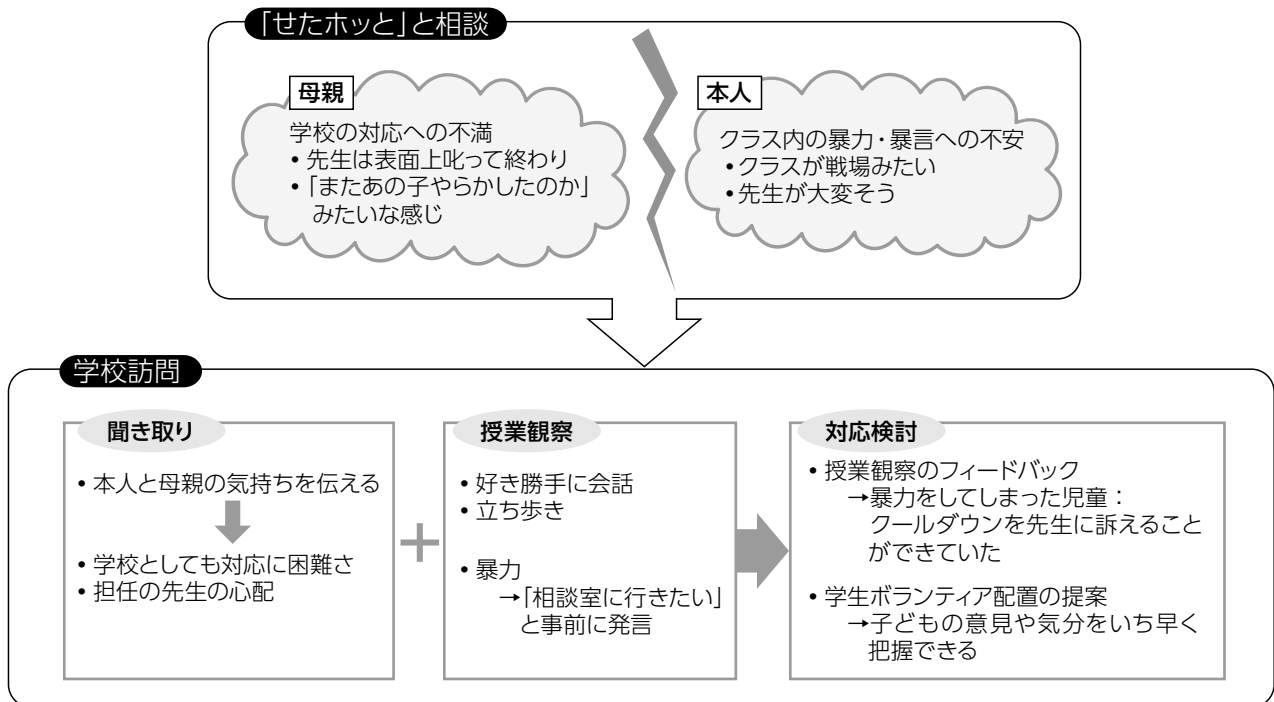
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例③ 本人 高校生 虐待 電話・面接	<p>【相談内容】 父親は成績が悪いと、すぐ怒ります。「勉強しないなら出て行け」「おまえは、生きる価値ない」「死ぬ」と言われました。塾に行かせてもらっているのに成績が悪いから怒られます。僕が勉強を頑張らないからいけないんです。謝っても許してくれません。でも死ぬのは怖いんです。どうしたらいいですか。</p> <p>【せたホッとから】 はじめは泣いていたため、気持ちが落ち着くまで寄り添いながら話を聴いていきました。怒られた原因は、勉強に対してのやる気が起きず、漫画や携帯のゲームに夢中になってしまうことで、勉強が進んでいなかったことのように思われました。また、本人は「許してほしいからもう一度謝りたい」とも話していました。「せたホッと」からは、本人としては自分が悪いと感じているのかもしれないけれど、どんな親でも「死ぬ」という言葉は言うてはいけないこと、勉強や成績も大事かもしれないけど、それが全てではないことを伝えました。そして、再度父親と話しても許してもらえないなど困ったことがあったら、また「せたホッと」に電話してほしいこと、身の危険を感じるということがあったらすぐに警察に逃げしてほしいことを伝えました。加えて、心配なため明日も電話がほしいことを伝え、本人の電話番号も教えてもらい連絡がなかったら「せたホッと」から電話することに同意してもらいました。その後、委員に本人の状況を報告し、今後の対応について検討しました。その中で、本人がいつでも相談できる体制や、父親からの暴言を回避するための居場所が作れるとよいことから、学校や子ども家庭支援センターとも連携していく方向性で支援したいと考えました。</p> <p>翌日、本人から父親が許してくれたと報告の電話が入りました。そこで、「ほかの機関とも一緒にあなたを守り応援していきたいと思っているのだけど、どうかな」と伝えたとこ、本人から「お願いします」と了承が得られたため、各関係機関と本人とで面接を行いました。関係機関で情報共有と役割分担を行い、本人の希望もあり、「せたホッと」は定期的に面接をして見守りを続けていくことになりました。</p>



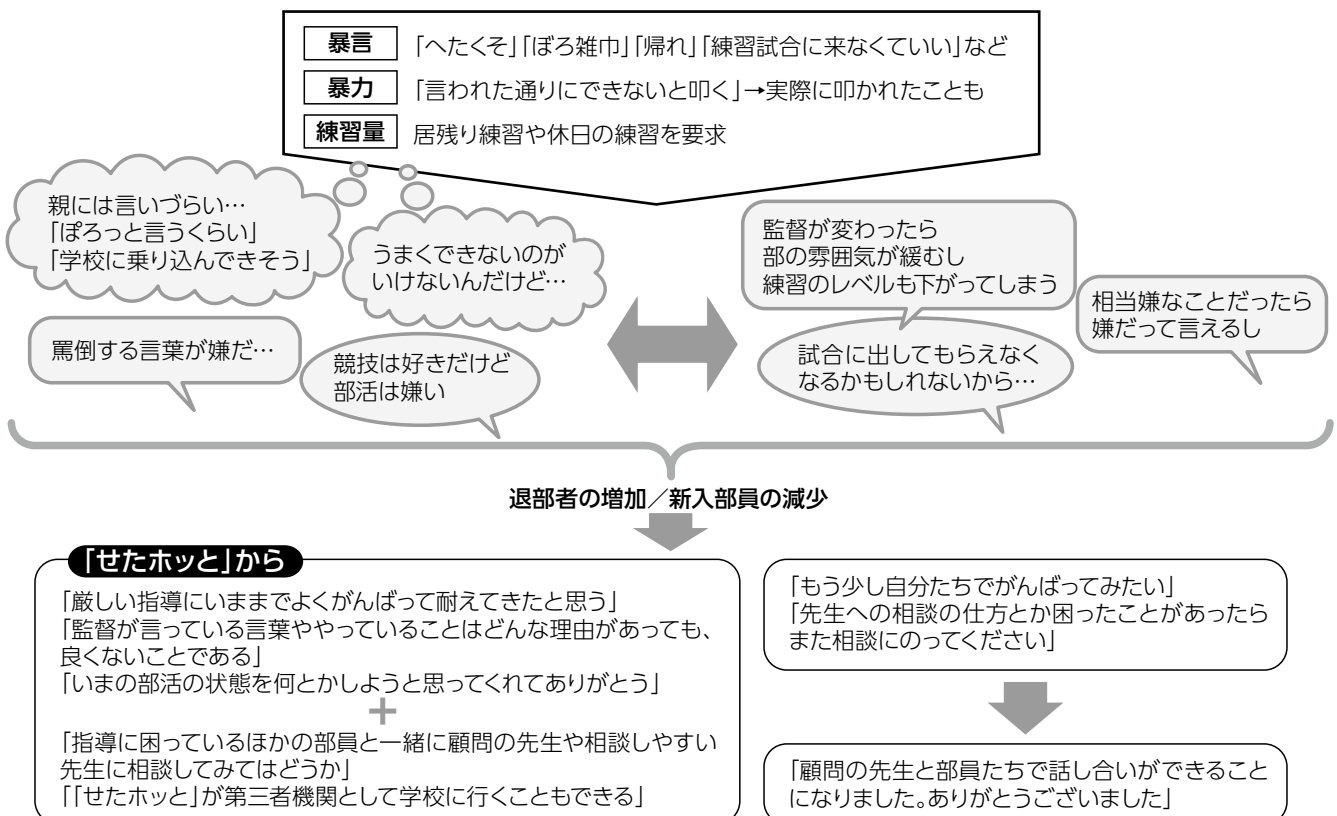
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例④ 本人 中学生 不登校 電話	<p>【相談内容】 学校に行きにくいと感じる日が増えてきていて困っています。学校に行きたくない理由は、特に思いつきません。なんとなく周囲の視線が気になったり、言われてちょっと嫌だなと思うことはいろいろあるけど、いじめみたいなことはないです。あと、学校に行かないと親からいろいろ言われてしまいます。休んでいいと言ってくれることもあるけど、私が「明日は行くから」と言ったのに、当日行けなかったりすると、親はすごく怒ってくるのでつらくなります。やっぱり学校に行った方がいいですよ。</p> <p>【せたホッとから】 本人のつらい気持ちに寄り添いながら話を傾聴しました。本人としては、高校進学もあるため学校へ行きたいという思いはあるが、登校するととても疲れてしまい、学校に行けたとしても連日での登校は難しいようでした。その様子を親も心配してくれてはいますが、学校に行けずに、ずっと家でインターネットをしていたり、テレビを見ていたりすると、怒られてケンカになってしまうため、家にいるのもつらいということも話してくれました。</p> <p>そこで、いつからどのように行けなくなっているのかを確認し、疲れてしまう原因を本人と一緒に考えてみました。その中で、習い事をたくさんしていること、周囲の目を気にしすぎてしまうことなどが原因として出てきました。そのため、習い事を少しお休みしたいということはどう保護者に伝えるか、どうしたら周囲の目を気にしすぎずに生活を送れるのかなどについて考えていくうちに、自分の中に学校に行きたい思いがあるということを確認できたとも話してくれました。「せたホッと」から、毎日通うという目標だと達成できないかもしれないので、無理をせずにできる範囲で登校するのはどうかと提案すると、本人から教室以外への登校であれば負担が減るかもしれないという話が出ました。そのことを本人から学校の先生に相談してみることになり、また登校し始めて不安があればいつでも相談してほしいことを伝え電話を終えました。</p>



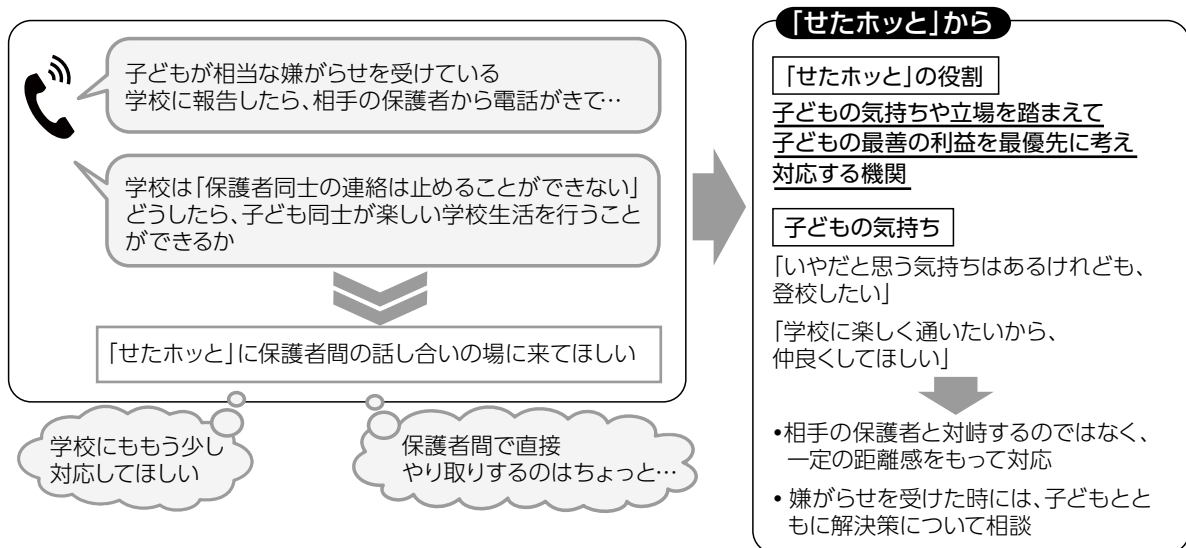
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例⑤ 母親 小学生 非行・問題行動 電話・面接	<p>【相談内容】 子どもが同級生から定規を向けられ、「刺すぞ」と言われました。クラスで起きたことなのに、担任の先生は気づいていませんでした。子どもは学校に行くのが怖いと言っていますが、脅してきた子が学校で楽しく過ごしているのが納得いきません。</p> <p>【せたホツとから】 母親からの電話相談のあと、本人と母親に来所していただき、委員と専門員で話を聴きました。面接では主に母親が話すことが多く、本人へ質問をしても「なんだっけ」と言い、母親が答えてしまうという場面がみられたため、本人と母親に了承を得たうえで、別々に話を聴くことにしました。その中で、母親からは担任の先生の対応への不満が、本人からはクラス内での暴力や暴言、「先生が大変そう」といった話がありました。また、本人から「授業の様子を見に来てほしい」という話もあり、学校に訪問することになりました。</p> <p>学校に訪問し、本人と母親の気持ちを伝えたところ、学校としても本人の在籍クラスには注視しているものの、相手の児童は「暴れるとおとな3人くらいで対処しないといけない」「担任も頑張ってくれてはいるが、1人で対応するにも限界があり、担任の精神状態が心配」などの話がありました。その後、授業中の様子を何度か見せてもらうと、好き勝手に話していたり、立ち歩いたりする児童が複数見受けられました。また、「相談室に行きたい」と先生に言っている児童もいました。先生がほかの児童の対応をしていたため、その児童はすぐには相談室に行くことができず、授業後に友だちのからかいをきっかけに暴力をふるってしまう場面もありました。</p> <p>学校に対しては、手を出してしまった児童が自ら「相談室に行きたい」と言いクールダウンを求めていることをフィードバックするとともに、児童の意見や気持ちを身近に聞ける学生ボランティアの配置を提案し、それ以降も見守りを続けました。</p>



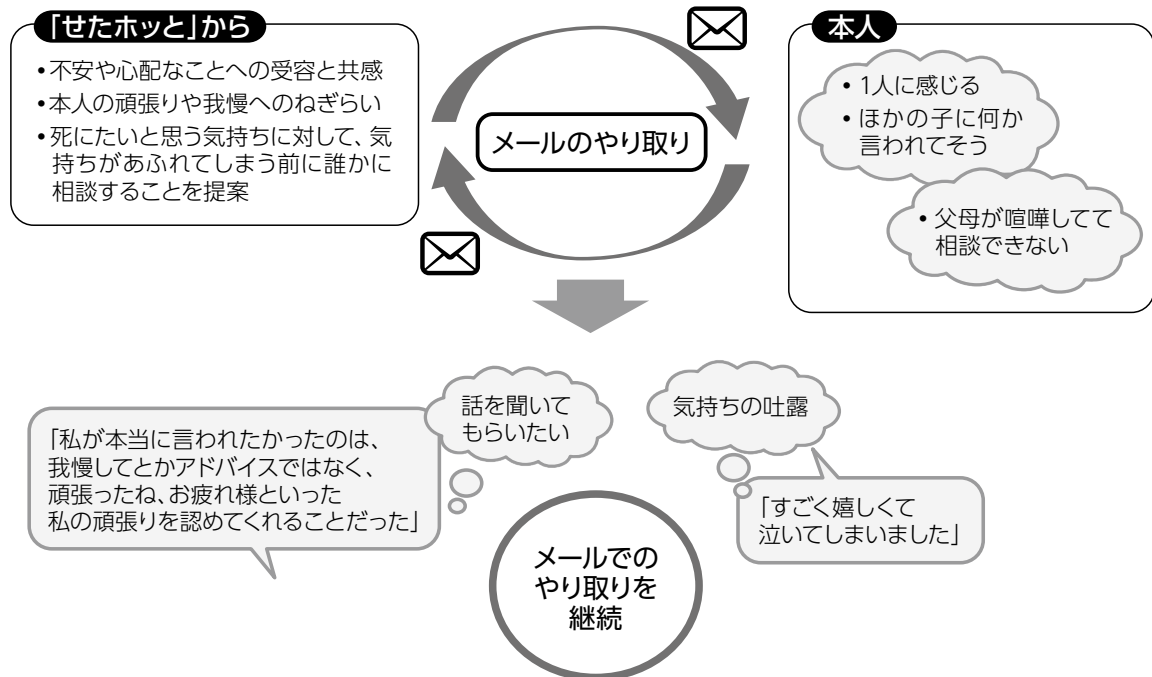
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例⑥ 本人 高校生 体罰 電話	<p>【相談内容】 部活の監督から暴言や暴力があつてつらいです。練習中に「へたくそ」と言われたり、うまくできないと「何でこんなこともできないの?」と怒鳴られたりします。また、「言われた通りにできなかつたら叩く」と言われ、実際に叩かれました。うまくできないのがいけないとわかっているのですが、どうしたらいいですか?</p> <p>【せたホツとから】 本人に「大ごとにはしたくない」という思いがあつたため、まずは電話での相談を続けていくことになりました。部活ではかなり厳しい指導が行われていて、練習中の暴言だけでなく、居残り練習や部活が休みの日でも自主練習を要求され、そういったことが嫌で辞めてしまう子もいるとのことでした。本人に、誰かほかに相談できる相手がいるかを聞くと、「親にはぼろっつらい気持ちを話すくらい」「ちゃんと話したら学校に乗り込んでいきそうだから言うのはちょっと…」と話してくれました。また、部活内でも「罵倒するような言葉が嫌だ」と言う子がいる一方で、「そうでなかつたら部の雰囲気は緩んでしまう」「練習のレベルも下がってしまう」と言う子もいて、まとまらないとのことでした。</p> <p>「せたホツと」からは、本人がいままで厳しい指導に耐えてきたことをねぎらい、監督の言動はどんな理由があるにしても良くないことであり、部活を何とかしようと思ってくれたことへの感謝を伝えました。そして、まずは指導に困っているほかの部員と一緒に顧問の先生や相談しやすいと感じる先生に相談してみてもどうかと提案しました。また、「せたホツと」が第三者機関として本人の気持ちを学校に話しに行けることを伝えると、「もう少し自分たちで頑張りたいです」ということだったので、先生への相談の仕方などその時々のごんごに依じて相談を続けていきました。</p> <p>その後、顧問の先生と部員たちで話し合う機会を持つことができるようになったという連絡がありました。</p>



相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例⑦ 母親 小学生 子育ての悩み 電話	<p>【相談内容】</p> <p>子どもの話から、同じ学校の子から相当な嫌がらせを受けていることがわかりました。そのことを学校に伝え様子をみていたら、相手の子どもの保護者から連絡が来て、ことが大きくなり、子ども同士の関係性もよりこじれてしまいました。再度学校に状況を伝えたところ、保護者同士の関係については対応が難しい様子でした。相手の保護者とのことも含め、今後どのように対応していけばよいのでしょうか。</p> <p>【せたホッとから】</p> <p>子どもから聴いた嫌がらせの内容や学校の対応について詳しく確認し、現状子どもがどのように感じているかについて聴きました。子どもは嫌だと感じてはいるものの学校に行きたいという気持ちが強く、頑張って登校しているとのことでした。母親としては、学校にもう少し対応してもらいたいという思いがあり、学校もしくは「せたホッと」が第三者として、両家庭の話し合いの場に入ってもらいたいという要望もありました。</p> <p>母親の気持ちを傾聴したうえで、「せたホッと」は子どもの権利侵害をすみやかに取り除くことを目的としており、子どもの気持ちに寄り添い、対話を深めていくなかで、一緒に最善の利益を追求していく機関であることを説明しました。また、子どもとのかかわりが持てない時には、子どもの気持ちや立場を踏まえて子どもの最善の利益を最優先に考え対応していることも伝えました。そのうえで、保護者同士で話し合うことを、子どもはどう思っているのかを聴くと、「学校に楽しく通いたいから、仲良くしてほしい」という思いがあることもわかりました。</p> <p>それを踏まえ、相手の保護者と対峙するのではなく、一定の距離感をもって対応し、子どもが再度嫌がらせなどを受けた時には、あらためて子どもとともに解決策について考えていきたいと伝えたと、ご理解いただきました。大変な状況の中でも、元気に登校できていることについては、保護者としてもうれしく思うとのこと、話をしていく中で母親の不安な気持ちも和らいだようでした。</p>



相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例⑧ 本人 高校生 心身の悩み メール	<p>【相談内容】 重い病気があるわけでもなく、家庭に大きな問題があるわけではないのに、ちょっと不安なことがあるとお腹が痛くなります。家族に言っても理解してくれません。最近は何んのために生きているのかわからなくなってきています。死にたいです。こんな相談してもいいですか。</p> <p>【せたホッとから】 本人の不安な気持ちに寄り添い、メールでの相談をしていきました。その中で、学校での不安として「1人に感じたり、ほかの子に何か言われてそうで怖い」といった話や、家庭での不安として、「毎日のようにお母さんとお父さんが喧嘩しているから電話で相談できない」という内容を伝えてくれました。「せたホッと」は、本人のいままでの頑張りや我慢してきたことをねぎらうメールを送りました。すると本人から「私が本当に言われたかったのは、我慢してとかアドバイスではなく、頑張ったね、お疲れ様といった私の頑張りを認めてくれることだったなと思います。言われたかったことを全部言ってくれてすごく嬉しくて泣いてしまいました」というメールをくれました。</p> <p>また、死にたいという気持ちについても聴いていくと、「生きるのがつらくなるけど、死ぬのは怖い」という気持ちを話してくれました。死にたいと思うくらいつらい気持ちを抱えていたことを受け止め、今後はそういった気持ちが強くなる前に「せたホッと」や身近な相談できる人に相談することを提案し、理解が得られました。</p> <p>その後も、不安なことがあると「せたホッと」にメールをしてくれて、やり取りを続けています。</p>



2 関係機関との連携

「せたホッと」では、子どもの権利侵害に対する救済活動にあたり、子どもに関わる関係機関と連携を行っています。令和元年度は関係機関とのやり取りを計534回行いました。

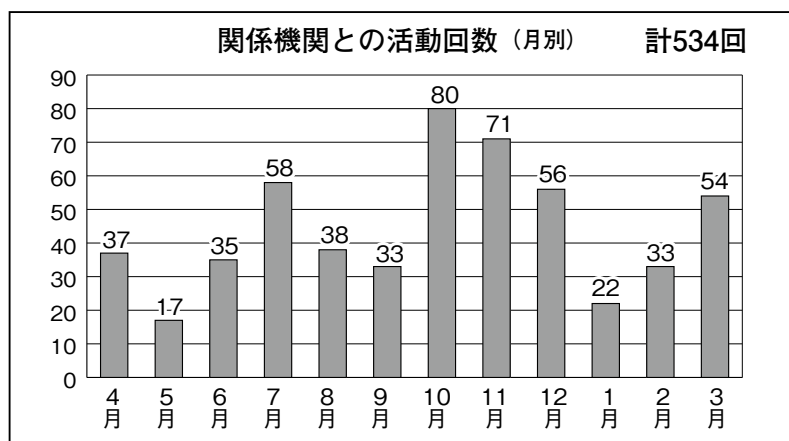
「いじめ」や「学校・教職員等の対応」を代表とする学校に関する相談については、必要に応じて学校や教育委員会事務局、その他関係機関と連携を行っています。子どもの気持ちや状況を第一に考え、安心して学校生活を送れるようになるための協議や子どもの権利の視点からの助言などを行っています。さらに、児童館や新BOP¹、ほっとスクール²との連携も行いました。実際にそれぞれの施設を訪問し、相談者の子どもが居場所として利用できるように調整活動を行いました。また、その施設にいる子どもたちと触れ合う機会もいただき、「せたホッと」の周知にもつながっているものと考えられます。

平成30年度に引き続き、いじめ予防の取り組みとしての「いじめ予防授業」を行いました。あわせて令和元年度は、「心とからだをまもる」を題材として子どもの権利や安全、自らを守る方法などを子どもとともに考えるワークショップを行いました。「せたホッと」は、それぞれの学校と事前に打ち合わせを行い、その学校の特色や現状に合わせて内容を決めて、ワークショップや「いじめ予防授業」などの子どもの人権擁護についての普及啓発活動を実施しています。

「虐待」が疑われる相談に関しては、児童虐待防止法に基づき、子ども家庭支援センター³へ情報提供あるいは通告を行っています。さらに、私立の学校に在籍している子どもは、世田谷区外から通学していることも多く、居住地の児童相談所や子ども家庭支援センターと連携し、子どもの支援を行っています。区外の児童相談所や子ども家庭支援センター、学校も含めた関係機関とのやり取りでは、より丁寧な情報共有や役割分担、支援の方向性の検討などを行っています。

令和2年4月1日には、世田谷区立の児童相談所⁴が開設されました。今後は、児童相談所とのかかわりで、一時保護所や児童養護施設等との連携もますます重要になると考えます。すべての子どもたちの権利が守られ、どのような状況であっても、その気持ちや意見が尊重されることを保障していくために、関係機関との連携を含めた相談・救済活動を続けていきます。

- 1 区立小学校施設を活用して安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図るBOP(ポップ= Base Of Playing:遊びの基地)事業に学童クラブ事業を統合し、一体的に運営している事業です。
- 2 心理的な理由などで登校できない区内在住の小・中学生のための「心の居場所」として、小集団活動を通じて自主性を養い、社会性を育みながら、学校生活への復帰や自分らしい進路の実現に向けた支援を行っています。
- 3 東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる相談窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には、5地域に各1ヶ所設置されています。
- 4 平成28年の児童福祉法の改正により平成29年4月から政令で定める特別区が児童相談所を設置できることとなりました。各区で設置に向けての準備・検討が進められており、令和2年度4月の時点では世田谷区と江戸川区が事業を開始しています。



初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは534回の中に含まれていません。

3 その他

世田谷区子ども条例施行規則第8条第2項に基づき、専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼しました。

日程	内 容	学識経験を有する者等
2月3日	相談対応におけるいじめ等専門的事項	野村武司 教授 (東京経済大学)
2月19日	相談対応における医療機関との連携のあり方等専門的事項	田中恭子 医師 (国立研究開発法人国立成育医療研究センター)

IV

広報・啓発活動

- 1 広報・啓発
- 2 研修会への講師派遣
- 3 視察受入れ
- 4 他自治体との交流
- 5 関係機関との意見交換
- 6 活動報告会

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット(小学生用)	5月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約101,000枚 配布
リーフレット(中学生以上用)	5月		
広報用カード	5月・10月		(各)約100,000枚 配布
活動報告書	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約2,000部 配布
機関紙「せたホッとレター」第12号	1月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※区内学校は全児童・生徒を対象に配布	約105,000部 配布
機関紙「せたホッとレター」第13号	3月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※主に関係機関等のおとな対象	約14,000部 配布
メモ帳	随時	イベント参加者、視察等来訪者	
クリアファイル	随時	視察等来訪者	
消しゴム	随時	イベント参加者、視察等来訪者	
定規	随時	イベント参加者、視察等来訪者	
のり	随時	イベント参加者、視察等来訪者	
ボールペン	随時	イベント参加者、視察等来訪者	
キーホルダー	随時	イベント参加者	

イベント参加			
三茶子育てファミリーフェスタ in 昭和女子大学	7月	子育て世代	メモ帳配布
せたがやふるさと区民まつり	8月	小・中学生、区民等	アンケート協力・ゲーム参加者にのり配布
関係機関等との連携			
児童館事業参加 (松沢・池尻・深沢)	随時	児童館のイベントに来場した児童、生徒、保護者	のり、メモ帳、ボールペン配布

項目	実施時期	内容	備考
その他の活動			
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	23回
ホームページ	随時	せたホッとでの最新情報、活動等を随時更新	
いじめ予防授業 ※	5月・6月・7月・11月	区立・私立小中学生等を対象に子どもサポート委員による授業を実施	4校
ワークショップ	7月	子どもの権利について学ぶとともに、「心とからだをまもる」方法等について子どもたちと一緒に考えるワークショップを実施	1校
せたホッと夏休み講座	8月	「相談ってなんだろう～あそんで相談上手になろう～」	スノードーム作成 ボールペン配布

※「いじめ予防授業」とは…いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

「せたホッと」がどのような機関か伝えるために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。



昭和女子大学で毎年行われる三茶子育てファミリーフェスタでは、「せたホッと」のマスコットキャラクターなちゅにちなみ、折り紙の猫耳づくりを楽しんでもらいました。(令和元年7月14日)



毎年恒例の「ふるさと区民まつり」では「コインおとしゲーム」を行いました。(令和元年8月3・4日)

世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2020年3月

せたホッとレター

第13号

子どもの安全のためにできること

子どもの権利について考えるとき、その大前提として、子どもの安全が確保されていない限りは、権利が守り、喜び、意見を表明し、成長・発達していくためには、まず子どもの置かれた環境が安全であることが基本的な条件です。子どもの権利条約第6条では、1項にすべての子どもが生命への固有の権利を有すること、2項に子どもの生存および発達を可能な限り最大限に確保することが規定されています。また、同第31条には性的搾取・虐待からの保護が、第35条には誘拐・盗用・取引の防止が規定されており、子どもの権利条約も、子どもの安全を重視しています。

しかし、現実には子どもの安全が確保されているかという点、必ずしもそうではありません。我が国でも、世には児童ポルノが氾濫しています。出会い系サイトや、いわゆる「女子高生リフレ」などの風化は、子どもたちが以前より簡単に性的搾取を受けやすい社会を作り出しました。子どもの略取誘拐、児童虐待のニュースも頻りに報じられています。小学生の女児が誘拐された事件が大きく報道されたことは記憶に新しいところです。児童虐待のニュースはどれも胸が痛むものばかりです。

このように、子どもを生命の危険にさらし、心身に深刻な悪影響を及ぼす事件は後を絶ちません。「せたホッと」にも、上記のような相談が舞い込むことがあります。「せたホッと」では、そのような相談に寄り添う一方で、子どもに対する脅威も重要だと考え、子どもたちの身の回りの危険から自分を守る方法を身につけてもらうワークショップもしています。

今回の「せたホッとレター」では、子どもへの性被害に焦点を当て、その危険性を解説するとともに、子どもたちの安全確保を目的とした啓発活動として「せたホッと」が行っているワークショップについてもご紹介しています。



ワークショップの様子

相談を受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことを「せたホッと」に話してみませんか(自分のことだけでなくお父さんお母さんも)。
秘密は必ず守ります。相談にお金はかかりません。

例えば、こんなとき…

- 学校で… 仲間はずれやいじめ、いじめの被害のことが及ぶこと
- 家庭で… 家族のつらいこといやなこと、家族に話せないこと
- 思いや、バイト先で… 仕事(バイト)先でのこと、先輩や上司のこと

つらい、悲しい気持ちになったら…

相談する

子どもの権利侵害についておとなも相談できます。

せたがやの対応

- 一緒に考える: あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて一緒に考えます。
- 調べる、協力依頼: 解決に向けて関係する人や機関に協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。
- 愛情・意見表明: 被害を受ける場などには、お父さんお母さんや先生に意見を伝えることもできます。

もう大丈夫、安心できたよ。

相談がきっかけでまた楽しくなりたい、相談がきっかけで、必要があれば経済的支援もします。

せたホッと

受付時間: 月～金: 午後1時～午後8時
土: 午前10時～午後6時 (日曜、祝・休日、年末年始を除く)

フリーダイヤル ホット にきこりさい FAX
0120-810-293 03-3439-6777

※お電話受付: 9時～18時 ※お電話受付から相談がけられます。

せたがやのホームページ: <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujikodomo/009/003/003/400126031.html>

〒156-0051 世田谷区宮前3-15-15 世田谷区立子ども子育て総合センター3階

発行元: 世田谷区 子ども・若者部 子ども課 課長 せたがやホッと子どもサポート事務局
tel: 3439-8415 fax: 3439-6777

子どもを性被害から守るために知っておきたいこと

子どもを被害者にならないために知っておきたいこと


○被害の実態

警察庁の平成30年の統計によると、13歳未満の子どもへの強制性交等、公然わいせつ・強制わいせつ等の風俗犯の認知件数は995件です。子どもの性被害は、加害者による1人1件、年齢層の場合に被害を自覚できない等の理由によって発見しにくく、実際の被害と統計上の数字には大きな差があるとされています。性被害という子どものイメージがありますが、男の子の場合、女の子に比べて「愛人には気をつけなさい」「口どりで行動しない」等注意喚起される機会が少なく、警戒心が低いことなどから、男の子の方が女の子よりも被害に強いやすいと考えられる被害者もいます。警察庁の統計では男性に対する強制わいせつ等の被害は13歳未満に集中しています。

加害者は、保護者の目が届いている子どもをターゲットとします。公園や大型ショッピングモールのトイレは子どもが一人でいることが多く、近くにおとながいても自然なため、強姦や強制わいせつ等の犯行現場として狙われやすいようです。

○SNSに起因する被害

2018年にインターネットの交友サービスを通じて子どもが被害にあった件数は1件あたり10件以上181件ありました。特にSNSの普及に伴い、児童ポルノに關わる犯罪に子どもが巻き込まれる機会が増えています(被害者等は国)影響)。子どもへの性的な加害等を目的として、SNSなどで子どもに巧みに近づき信頼を得ることをオンライン・グルーミングといいます。



実際の相談の場合でも、加害者は同世代の子どものふりをして近づいたり、假名相談によるなど子どもの話に聞き入り、優しい言葉をかけて子どもの愛情や安心、信頼を得ています。最初は性的ではない要求から徐々に要求のハードルを上げるなど、巧妙な手段で写真を送らせ、最終的にはその写真を使って脅迫し、必要な写真を要求されるような場合もあります。子どもの場合、写真がどのように使われるのか想像するのが難しいことも多い。資料に添ってもらうケースもあるようです。

【1】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【2】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【3】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【4】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【5】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【6】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【7】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【8】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【9】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【10】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【11】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【12】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【13】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【14】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【15】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【16】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【17】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【18】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【19】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【20】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【21】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【22】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【23】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【24】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【25】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【26】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【27】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【28】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【29】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【30】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【31】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【32】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【33】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【34】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【35】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【36】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【37】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【38】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【39】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【40】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【41】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【42】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【43】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【44】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【45】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【46】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【47】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【48】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【49】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【50】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【51】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【52】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【53】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【54】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【55】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【56】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【57】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【58】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【59】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【60】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【61】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【62】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【63】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【64】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【65】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【66】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【67】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【68】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【69】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【70】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【71】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【72】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【73】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【74】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【75】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【76】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【77】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【78】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【79】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【80】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【81】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【82】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【83】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【84】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【85】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【86】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【87】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【88】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【89】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【90】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【91】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【92】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【93】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【94】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【95】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【96】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【97】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【98】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【99】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【100】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【101】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【102】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【103】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【104】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【105】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【106】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777

【107】「子どもへの性被害」被害者支援センター(世田谷区立総合センター)

被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL) 03-3439-6777
被害者支援センター(TEL)

2 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。学校教育相談研修（中級）のテーマは「子どもの人権擁護－その背景と相談活動から思うこと－」です
 青少年委員会（全体会） 課題別研修会のテーマ「子どもの権利と子ども・保護者との関わり～「せたホッと」の活動から学ぶ～」、青少年委員会 世田谷地域合同研修会のテーマは「子どもとのかかわりから学ぶおとなの役割～「せたホッと」の相談事例から～」です

日 程	研修名	担 当
8月26日	学校教育相談研修（中級）	委員
11月28日	青少年委員会（全体会） 課題別研修会	委員・専門員
1月30日	青少年委員会 世田谷地域合同研修会	委員・専門員

3 視察受入れ

区議会議員、他自治体の議員や職員など計9件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日 程	視察団体等
4月23日	西東京市 子育て支援部 子育て支援課 子ども相談室
5月28日	名古屋市 子ども青少年局 子ども未来企画部 子ども未来企画室
7月19日	文部科学省初等中等教育局
7月23日	丸亀市議会議員
8月27日	世田谷区議会議員
9月26日	公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
12月16日	スコットランド子どもコミッショナー及び日本財団
1月21日	江南市議会議員
1月31日	武蔵野市

4 他自治体との交流

1月には立川市で開催された『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2019』に参加し、他自治体の担当者等と情報交換や意見交換を行いました。

日 程	会議名等
1月25日	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に出席
1月26日	『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2019立川』に参加

5 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、積極的に意見交換をしました。

日 程	会議名等	担 当
5月30日	要保護児童支援協議会(北沢地域)	専門員
6月19日	要保護児童支援協議会(烏山地域)	専門員
6月20日	要保護児童支援協議会(玉川地域)	専門員
7月5日	要保護児童支援協議会(砧地域)	専門員
7月19日	要保護児童支援協議会(全区)	委員
7月19日	いじめ防止等対策連絡会	委員
8月8日	要保護児童支援協議会実務担当者会テーマ別部会	専門員
11月12日	要保護児童支援協議会(世田谷地域)	専門員
12月12日	要保護児童支援協議会(全区)	委員
12月12日	いじめ防止等対策連絡会	委員
1月30日	要保護児童支援協議会(北沢地域)	専門員

6 活動報告会

子ども・子育て総合センターにて、「平成30年度活動報告会～子どものちからを信じて～」を開催しました。

日 時 令和元年7月24日(水)18:00～20:00

会 場 子ども・子育て総合センター3階 研修室

内 容

第1部 活動報告 「平成30年度の活動を振り返って」

第2部 実践報告 「いじめ予防授業～その効果と役割～」

・子どもサポート委員 平尾潔



第1部
活動報告



第2部
実践報告 「いじめ予防授業～その効果と役割～」



メッセージ 相談者からの声

- 1 子どもサポート委員 平尾 潔
- 2 相談・調査専門員 田中 由美子
田中 あかり
- 3 相談者からの声 とりまとめ
相談・調査専門員 竹内 麻子

1 子どもサポート委員

子どもの生きづらさ

子どもサポート委員 平尾 潔

はじめに

令和元年度も「せたホッと」には多くの相談が寄せられました。対人関係の悩みが27.9%と最も多く、学校・教職員等の対応(14.3%)、いじめ(12.5%)と続きます(本報告書8ページ)。ここでは、対人関係、いじめを中心に、子どもの抱える生きづらさを見ていきたいと思います。

対人関係の悩み

対人関係の悩みは、不登校の大きな要因にもなっています。不登校の要因として「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を挙げたのが、平成30年度の文科省調査で、小学生が21.7%、中学生が30.1%と、いずれも「家庭に係る状況」に次いで2番目となっています¹。子どもたちの自殺の原因としても4.8%を占めています²。

子どもたちを取り巻く人間関係は、希薄化、不安定化という言葉で表現できると考えられます。現代の子どもたちは、相手と議論をぶつけ合うような関わり方を避け、できるだけ衝突しない、お互いを不愉快にさせないコミュニケーションを選択しているようです。そこには、互いにあまり深く入り込まない、希薄な関係が見て取れます。また、そのような、相手を傷つけないコミュニケーションのために、場の空気を壊さない、相手を不愉快にさせないことに、とても気を遣う、不安定な人間関係が構築されています。すこしでも失敗して、不愉快にさせてはいけない、気を悪くさせてはいけない、という緊張感を笑顔の下に隠して、子どもたちは友人関係を保っています。学校という場が、子どもたちにとってストレスのたまる場所になっていることがうかがわれます。

いじめ

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が極めて広くなりました。いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、とされています(2条1項)。何気ない一言も、善意でかけた言葉ですらも、相手が心身の苦痛を感じればいじめになります。これまでは「人間関係の悩み」に分類されていたものも、いじめと分類されうることになりました。

この定義は、教育現場での感覚とずれがあるのかもしれませんが。同法施行後、いじめの件数は毎年増加しています³が、これを、いじめ自体が増えているととらえるか、広い定義が現場に浸透してきたかととらえるかは、難しいところです。ただ、いじめの重大事態(28条)も増加していることに鑑みると、いじめ防止対策推進法ができたにもかかわらず、いじめが深刻な問題であり続けているとみるべきでしょう。

近時、いじめの件数の学年ごとの推移に変化が見られます。かつては、中学1年生がもっとも多く、日本の学校制度から、中学1年生で新たに人間関係が構築されるに際しいじめが多くなると指摘されていました。平成30年度では、小学2年生でピークを迎え、そこから高校3年生まで毎年減少していきます。

また、いじめの件数でも、平成30年度では、小学生が425,844件で前年比34.3%増、中学校97,704件で、前年比21.5%増、高校17,709件で前年比19.7%増、特別支援学校2,676件で前年比30.9%増と、いずれも増加しています⁴が、小学校の伸び率が大きいことがお分かりいただけると思います。いじめの件数は増加傾向にあり、また、低年齢化しているのです。

誰に相談するか

文科省の統計では、いじめの相談を本人が訴えたのは18.3%に過ぎません。アンケートなどから発見されたケースが52.8%と最多になっています。子どもは、親や教師に、なかなかいじめを告白することができません。私が、いじめ予防授業の時にその理由を聞いたところ、「先生は何もしてくれない」「親に心配かけたくない」「親に情けない子どもだと思われる」などに加えて、「大ごとになるのが嫌」という答えがありました。

いじめに限りませんが、大人がどんどん前に進んでいってしまい、子どもの望む解決から離れていってしまうことがあります。

私は仕事で弁護士をやっていますが、いじめの相談を受けることも多くあります。ある相談時、親は、加害者の親を訴えたい、警察に行って刑事事件にしてほしい、などとかなり興奮して私に訴えました。ひととおり話を聞いてから、親に別室で待機してもらい、子どもとだけ話をすると、「相手の子が謝ってくればそれでいい」という答えが返ってきました。

子どもの権利条約に、意見表明権が定められています(12条)。子どもの意見を大人がきちんと尊重しているかという点、必ずしもそうでもありません。親が先に感情的になり、子どもの意見を聞かずに、学校や相手と交渉をする、弁護士に相談するということが残念なことに頻繁にみられます。そして、このような事態は、なにもいじめに限らず、子どもの問題全般に見受けられるのです。

「せたホッと」の相談でも、親の意見が子どもの意見と食い違うことがあります。私たちは、できる限り子どもの意見に耳を傾け、また、親に対しても、子どもの声を聴き、それを尊重することを大切にしてほしいと働きかけることを心がけています。

- 1 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 83ページ
- 2 同127ページ
- 3 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 3ページ
- 4 同上

2 相談・調査専門員

メール相談の大切さ

相談・調査専門員 田中 由美子

「せたホッと」では、電話、メール、面接、FAX・手紙での相談を受け付けています。その中でメールによる相談は2番目に多い相談方法です。メール相談の良いところは、いつでも思ったときに相談できる点や人目を気にしないで相談できるといった点などがあるかなと思います。また相談のなかで「話して伝えるのは難しいけど、文字にすると自分の伝えたいことが繰り返し確認できるから好き」という子もいました。たしかに、どうしたら自分の気持ちを伝えることができるのでしょうか？人前で話すのは恥ずかしいし、上手に話せないと悩む人が多くなってきている今、メール相談は、文字にして自分の気持ちや思いを表し確認できるので、そこから生まれる安心感のようなものがあるのかもしれない。

また文字にして安心感を得られるということは、書く方法は違えども昔であれば文通のようなものなのかもしれません。私は学生のころ、文通をしていました。自分の気持ちや親にも相談しにくいことなどを書いて送っていました。その返事が来るまで待ち遠しくポストを覗いては一喜一憂し、届いた手紙からは勇気ももらったり、また自分もがんばろうと思えたりしていました。自分の気持ちを文字にして相手に伝えるということは、今も昔も変わらず、心のよりどころにもなる方法なのかもしれません。

ただ、そんなメール相談にも、書くことの難しさはあるようです。子どものメール相談には、うまく伝わるか心配なのか、「わかりにくくてごめんなさい」と書かれていることがよくあります。また、「生きる意味って何ですか？」という、ひと言だけのメールが送られてくることもあります。同時に、さまざまな困りごとや不安とともに、「消えたい」「死にたい」「どうしたら死ねますか？」など、誰にも伝えられずに押しつぶされそうになっている心の叫びが送られてくることもあります。

「せたホッと」は、メール相談を受け取ると専門が異なる複数の相談・調査専門員で返信内容を考えます。それぞれの知識や経験を活かして、文章から子どもの気持ちや状況を想像しながら、ときに子どもの背中を押してみたり、子どものつぶれそうな思いに応援を送ってみたりしています。このようにやりとりをしていくと、「返事もらったら勇気がでてきて、少しずつ学校に行けるようになったよ」「本当に本当に相談できることが嬉しいです」「丁寧に対応してくださりありがとうございます。いつも心の支えになっています」というような返信をもらえることもあり、こちらまでうれしく、安心します。

少し古くさいかもしれませんが、文章のみのやりとりで心に寄り添う難しさはあります。でも子どもを大切に思いながら、じっくりと文章を送りあうなかで、電話のようなスピード感のあるやり取りとはまた違う「ぬくもり」のようなものが伝わることもあるように思います。現在の目まぐるしい時代において、早急な解決を求めるだけでなくメールのよさを最大限に活用し、じっくりと丁寧に考え、子どもの心に寄り添っていくことをこれからも大切にしていきたいと思っています。また、子どもたちが「相談してよかった」と思えるように、これからも心を込めて返信を書きたいです。

心の特効薬 —改めて「安心」を考える—

相談・調査専門員 田中 あかり

「安心」の意義

今、私たちは新型コロナウイルスという国難とたたかっています。目に見えない恐怖や先々の不安と隣り合わせの生活です。そのようななか、これまで利用したことがない人でもオンライン上でやりとりをすることが増えてきました。画面越しにでも会話をすることで人とのつながりを感じたり、「みんな同じ気持ちなんだ」と感じたりして少し安心できるからなのかもしれません。安心できると明日への希望が少し見え、不思議と「また頑張ろう」と思えます。私は、「安心」は心の特効薬なのではないかなといつも感じています。「安心」があることで疲れた心が癒され、困難があっても乗り越えることができます。もしかしたら私たちは日頃からもう少し「安心」を大切に扱ってもいいのではないかなと思ったりもします。

「せたホッと」はよく子どもと一緒に「安心」を探します。それは自分のペースで自分らしく過ごせる場所や時間、人の近くによくあります。ゲームをすること、友だちと話すこと、お母さんと買い物に行くこと、電車に乗ること、絵を描くこと、図書館に行くこと、ぬいぐるみを触ること、一人でのんびりすること。子どもによって「安心」のかたちは様々です。どんなに大きな問題を抱え苦しんでいる子どもであっても、その子どもにあった「安心」が見つかると、落ち着きを取り戻し、その「安心」とともに日常生活に戻っていきます。「安心」はこの激動の時代を生き抜くために欠かせないものだと感じています。

子どもたちの置かれている状況

最近の子どもたちはとにかく忙しいように感じます。受験戦争に勝つために毎日塾に行き、周囲から浮かないように流行には常に敏感でいなければなりません。社会においていかれないように必死に頑張ります。頑張ることで得られることも多いでしょう。耐えること、努力すること、人と合わせることを学ぶことができるかもしれません。しかし、その一方で疲弊している子どもも多くいます。子どもから「もう頑張れない」と疲れ切った声を聴くたび、その代償は大きいように思えてなりません。個性豊かで多様な存在である子どもにとって、決められたものさしで測られるほど酷なことはないのではないのでしょうか。本来ならば子どもは、その子どもにあったかたちでのびのびと成長していくことが望ましいですが、現代においてはなかなか難しいことなのかもしれません。

おとなにできること

では、激動の時代を生きている子どもたちの「安心」をまもるために、おとなは何ができるのでしょうか。当然、激動の時代を生きているのはおとなも同じで、おとなも忙しく毎日を過ごしています。そのようななかで、子どもに向き合う余裕がない人も多く、そのことでおとなが子どもの「安心」を理解できなくなってしまう場合もあるように思います。効率化が求められる現代において、例えばゲームをすることや一人でのんびりすることは、とても無意味なことに思えるかもしれません。忙しい日々を追われるなかで、「早くしなさい」「遊んでいる暇はない」と言ってしまうこともあると思います。もしくは、言わないにしても、「困ったなあ」というまなざしで見えてしまっているかもしれません。しかし、おとな

にとっての「困った」言動が、子どもにとっての「安心」につながる言動である場合も少なくないのではないかなと感じています。これは、子どもの「安心」をおとなが気づかないうちに阻んでしまっているかもしれないということです。おとなにとっても厳しい時代ではありますが、子どもの「安心」を一緒に大切にし、大きな心で受け止められるおとなでありたいと思います。

「せたホッと」は疲れてちょっと休みたいなと思ったとき、子どもと一緒に「安心」を探します。そのことを通して、「せたホッと」が子どもの「安心」そのものになっていけるよう、これからも子どもの心に寄り添い続けていきたいと思います。

3 相談者からの声

この春に高校を卒業した3人の相談者と個別にやり取りをした内容を、座談会のような雰囲気まとめています。

Q 1 相談時に「困っていたこと、悩んでいたこと」を教えてください。

Aさん：主に学校の事(人間関係など)、家庭の事でした。

Bさん：元々周りの子と何か違うなあと感じていて、それでも支障はなかったので、放っておいたのですが、中学で勉強と部活を両立する、という生活を送るようになってからその生活に慣れることができず、周りの子はすぐに順応しているのに、自分だけなんでできないんだろう、と思うようになりました(例えば、先輩の話をおの人は一回できちんと聞き取れているのに、私は集中しようと思っても聞き取りきれない)。そのようなことが重なり、周りから指摘を受けたりして、自分は違うんだ、と自信がなくなってしまいました。

Cさん：中学からの対人関係の悩みを引きずって、高校1年の時は沈んでいました。何をすることも気が湧かず「ああ…このままダメになって、終わっちゃうのかな…」という思いが強かったです。

私は、よく言えば繊細、悪く言えば気にしすぎな性格です。気遣いが苦手で、人に迷惑をかけて、中学の時に周りがみえていないことに気づきました。それからは何をしても空回り、だんだんと自分のキャラが自分で分からなくなってしまいました。学校ではものすごく静かなのに、家では怒り狂っていて、学校の出席率も悪くなり、相談室や保健室に通う毎日。学校を辞めようとさえ考えていました。その時は「何でこんなくならない、いじめや嫌がらせでもないことに悩んでるんだろう」と自分を責めることが多かったです。他にも理由はありますが、主な原因はこんなことでした。

Q 2 相談のきっかけや、相談してみようと思えた理由はなにかありますか？

Aさん：電話で相談し始めた中学生のころは悩み事が多く、不信感とかいうことを考える前に、とにかく誰かに相談したい気持ちが強く、学校の先生やスクールカウンセラーの先生に何度か相談していました。でも直接、私の悪口を言っている人などにこういうことがあって…ということ伝えてしまったり、相談しても納得のいかない答えが返ってきたりしたので、どうしようかな…と悩んでいたところ、学校でせたホッとカードを貰ったことを思い出して「ここなら私の悩み事を聞いてくれるかな」と思って電話をしてみたんです。だから、先生に相談した経験があってこそなので、それも「せたホッと」に相談しようと思ったきっかけでもあります。

それに、「せたホッと」のカードには、「あなたの秘密は守ります」と書いてあったので、なんとなく安心感のようなものがありました。

Bさん：私の場合はいじめられているなどということではなく、あくまで自分の問題だったので、自分自身で解決しようと思っていたのですが、うまくいかなくて。学校の先生に相談するといろいろこじれてしまうかもしれないし、自分が困っていることは自分の性格や性質が関わっている気がしたので、そういうことに詳しい方がいる「せたホッと」なら安心して相談できると思ったからです。

Cさん：私が「せたホッと」に来たのは、自発的にではなく、親に連れてこられたからです。「自分のことは自分でなんとかできる」という考えが意識の根底にありました。よく「自分で抱え込まず、誰かに相談を」というフレーズを耳にすることがあると思います。ただ、当時の病みきった私は「そんなのは自分には該当しない。頼ることじゃない。自分でなんとかできる」という思いが頭の中を占領してた感じでした。そのため、1回目の相談の時はもう来ないつもりで臨みました。しかし、担当の方の受け答えがよく、自分に否定的な印象が感じられなかったので、相談を続ける方へ気持ちが傾いたと、今は思っています。

Q 3 相談をした時に、それぞれの抱える「悩み」や「つらさ」がその場ですぐに解決することは少なかったのではないかと考えています。それでもまた相談しようって思えたのには何か理由はありますか？

Aさん：たとえ解決が難しいような内容でも、とにかく一緒に悩んでくれるからです。当時、友達も少なく、相談できる友達もいなくて、先生にもわかってもらえなかった悩みを一緒に「どうしてだろうね」って悩んでくれて。それに、「つらかったね」「これまでよくがんばったね」って私の味方でいてくださいました。その言葉一つ一つが私の支えだったんです。それにより、「せたホッと」は私の唯一の相談場所となったので、悩み事があるときは、ここに相談し続けようと思えました。

Bさん：一番初めに話したとき、話し終わったあと、とても気が楽になったので、行き続けることにしました。私の場合は、今すぐ解決というのはなんとなく無理なんだろうなと思っていたので、気長に相談していけたら、と思っていました。

Cさん：相談を続けられた理由は、今までよりも自分のことを打ち明けることができたからです。恥ずかしく言うのがためらわれるようなことを、吐き出せたことが心の安定につながりました。

悩みを抱えていて苦しんでいる人の中には、1回、2回で解決して早く苦しみから解放されたいという気持ちを持っているかもしれません。でも、焦る必要はありません。大丈夫です。私は相談を重ねるなかで、いつの間にか悩みが薄らいでいきました。「いつの間にか」なものだと思うんです。スポーツの試合の一場面みたいに、一発で決まるものではないと私は考えています。

Q 4 相談してみて何か変わったなということはあるですか？

Aさん：完全解決まではいかななくても、楽になれました。悩み事や自分の感情を親以外の人前でこんなに話すこともなかったのが、だいぶ楽になれました。

そして、自分を知るきっかけにもなりました。対面式で専門員の方とテキストを使いながら悩みについて考える機会があり、その時に自己分析をして、考えすぎていたことなど、今まで見えなかったことが少しずつ見えてきて、いい機会になりました。

Bさん：自分の性格などをよく知り、うっかりミスを起こさないように工夫できるようになりました。あと、前より周りを頼れるようになりました。

Cさん：私が一番変わって、身に付いてきたと思うことは、他者への配慮に関してと、そこについての意識です。

そうは言っても、いつの間にか変わっていた感じで、特に「ああしたから、こうなった」という類のものは、今振り返ってみてもありません。後に忘れてしまうようなその場その場の少しの意識の積み重ねが、改善に繋がったと考えています。相談の中で自分の内面を表に出せたことで、自分を客観的に知ることができました。悩みの一つ一つを、過剰な程に意識していたのですが、そこが軽くなっていったことが、強いて言うなら変わる要因でした。

専門員の方は、私が話しやすいように、話の内容を丁寧に聞いてくれたり、断定ではない「こうしたらいいんじゃない？」というアドバイスをしてくれました。最終的に、自分の意思による行動を貫けたため、後悔なく日々歩めたなと感じています。

Q 5 「思春期」は身体も心も「ほとんどおとな」ですが、自分の中で「理想のおとな」を模索していく時期でもあります。「いま・ここ」の自分を受けとめていくことが難しく、苦しい時もあったと思いますが、面談を通じて、「せたホッと」がみんなのことを大好きで大切に思っていることが伝わって、みんなも自分自身のことを「ちょっといいかな」ぐらいに感じてくれたらいいなと思っていたのですが、どうでしょうか？

Aさん：全体を通して、自分の事を受け入れることが出来ました。

具体的なエピソードとしては、私は、明るい性格だと親から言われたり、自分も積極的に話しかけられるという部分が自分の長所だと思い込んでいました。だから、友達に話しかけることが難しいと感じた時期に消極的になっていく自分が怖くて、受け入れられなかったけど、話しかけないでほしいという空気を醸し出して、「クラスメイトも話しかけたらいけないのではと感じているのかもしれないから、自分から勇気を出して話しかけてみればいいんじゃないの？」とアドバイスをいただいて、怖いと感じていた自分を一旦受け入れ、でも思いきって話しかけてみたら、思ったより怖くなくて、明るい性格に無理やりなる必要もなく、全て積極的でなくてもいい、でも自分から話しかけてみることは怖くないということを知り、そうやって少しずつ受け入れていくことが出来ました。

Bさん：ここに相談して、理想の大人を追い求めるより、もっと気楽に構えていればいいんだと思えるようになりました。

Cさん：「せたホッと」のおかげで、私は自分に安心を覚えるようになりました。しかし、自分のことが好きかと言われると……う～ん、、正直微妙です。「自分のことが大好きで仕方がない…!!」なんて人は、よっぽどのナルシストじゃない限りいないですよ（笑）。ただ、自分の良いと思える点は間違えなく増えました。相談のなかで分かった点が、思った以上に多かったんです。

思春期は嫌で、わずらわしい時期だと思います。でも「誰しもそうだから」で片付けるのは、個人差があるからちょっと違うのかもしれない。そんな期間に、自分の良いと思える部分が少しでもあったら、心強いと思うんです。でもやはり、好きと思えるまでのことは私はまだまだ……、これから見つけたいです。

Q 6 今後はみんなどんな未来を描いていますか？

Aさん：私は大学で国際コミュニケーションを学ぼうと思っています。今回このような体験が出来たから、今度は日本語以外の言語で色々な人と話せるようになりたいという夢が出来ました^^でも正直、友人関係で悩まないか、上手く授業で発言できるかとか、また悩んでしまうのではないかという不安はあります。それでも、最初から完璧な人間にはならなくてもいいと思うので、自分のペースで少しずつ色々なことを学んでいきたいです。その中で友人も出来たらいいなと思っています。最終的にはグローバルな場で働く人間になりたいです。

Bさん：相談し始めたときは、何になるかはっきりとは決めていなかったけれど、相談にのってもらって自分の頭の中が整理されて、何になりたいかはっきりしてきました。大学では生命科学を学んでいて、将来は研究者になって、薬の開発に携わりたいです。

Cさん：一時期は高校を辞めようとしていましたが、今は大学に進学して大学院への進学も考えています。人の「心」に関心があることから、心理学を身につけようと、学ぶ学問はこれだ、と決めてます。

私は、いろんな事を身につけたいと思っているので、いろんな事に挑戦したいと考えています。すごく気弱ですけど…。今から行動していきたいです。

Q 7 最後に世田谷区の子どもたちや、「せたホッと」に向けて、一言ください。

Aさん：今、悩んでいることはありますか？辛いなと思っていることはありますか？きっと誰にも言えずため込んでいる人もいます。でも、「せたホッと」は優しく話を聞いてくれて、一緒に考えてくれます。学校の事、家族の事、友達の事、自分の事、なんでもいいと思います。「せたホッと」に勇気を出して電話してみてください。悩みを抱えているみんながすこしでも楽になれるように。

Bさん：（相談しようか悩んでる人へ）相談することは全然恥ずかしいことじゃないから、何か困ったり悩んでいたら、一度相談してみたらいいと思います。
（「せたホッと」の方々へ）いつも親身になって聞いてくれてありがとうございます。ここで教えてもらったことを生かして、大学生活を楽しみたいです。

Cさん：こんにちは！あなたに少し質問させてください。今のあなたは悩みが①あまりないか、②結構あるかという質問です。

①のあまりない、もしくは全くないという人は、健全だと思うし、そのまま日々の学校生活や遊びや勉強に取り組んでいけば、問題ないと思います。ただ一つだけ、悩んでいて解決したいのにどうしようもない人もいるのを、知ることは必要だと私は考えます。あなたの周りにもし、いわゆる心が「病んでる人」がいるとします。そこで「病んでるから…」といって自分から遠ざけ、その存在を否定し、知らないフリをするのだけはやめてもらいたい、と私は思います。当人のために何かできなくても、ただ、否定をせずに存在を認知しているだけでいい。人から認知されないのが、一番に辛いんだ、と私は考えています。

②の結構あるという人へ。自分の悩みを過小評価したり、過大評価していませんか？過小評価している人が、「自分の悩みなんて大したことない、周りだって同じのを抱えてる」「もっと苦しんでいる人もいるから、自分のつまらないことは言えない」と考えることは確かに自然です。過大評価している人は、「自分の悩みは人には言えない…心配をかけちゃうし、どんな目で見られるか分からない」「どうせわかってくれない…」などの考えが頭を占めてるでしょう。理解されないときのことを想像すると、怖いはずですが。しかし、この二つの評価は他者との比較によるものです。あくまでも自分自身の持つ「悩み」なんですから、他の人の悩みと比べる必要は全くないと思います。トコトン自分の悩みだけに向き合えばいいんです。そのためには、心情を言葉で発する必要があります。自分の言ったことを客観的に捉え、自分の心情を的確に理解できるからです。だから、相談が必要だと思うんです。過小評価でも過大評価でも、悩みを自己完結させてしまうため、自分では理解しているつもりでも、実際はモヤがかかっている的確な理解とは程遠い状態です。それでは悩みは解決できません。また周りとの比較が、もし気になるというのなら、それは相談を進める中で、徐々に分かっていけばいいのだと思います。まず、優先すべきは自分の悩みです。

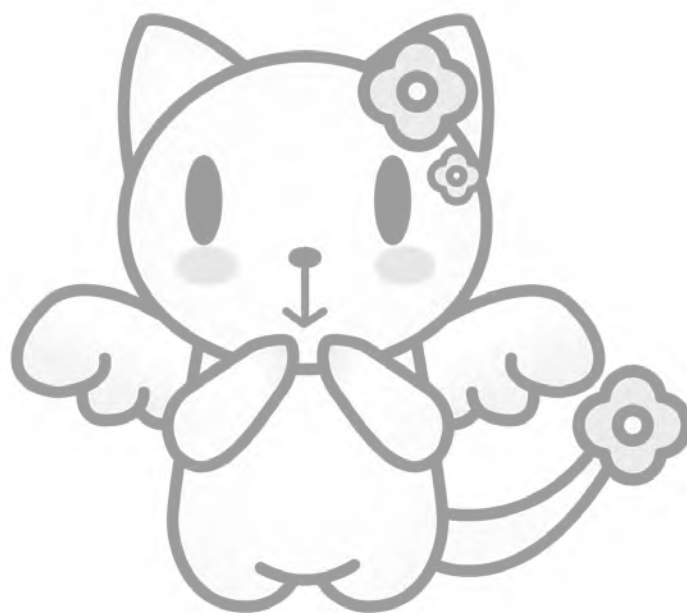
最後まで読んでくれてありがとうございます！もちろん、深い悩みでない、ちょっとした悩みでも、「せたホッと」に相談に来る子は沢山います。専門員さんたちはとても優しいです。私のこの文章が少しでもあなたの役にたったなら、嬉しいです。

「せたホッと」から

この3年間それぞれと本当にいろいろな話をしてきましたね。相談の中では、普段は見逃してしまうような「あたりまえのこと」「ありふれたこと」に光をあてながら、同じ目線で一緒に悩んで、喜んで、沢山の事柄や時間を共有させてもらいました。本当につらかった時期もあったと思うし、今も不安はあるかもしれませんが。でもいろいろなことを経験して、ここまできて、みんな本当に強いなあというのが私の素直な感想です。

今回みんなから寄せてもらった回答を見て、とても幸せな気持ちになりました。みんなもおそらく他の子の回答を見て勇気付けられた部分もあるのではないのでしょうか。「悩み」や「不安」って一人で持っているのととても大きくて手に負えない感じがするけど、誰かと共有してみると、「みんなごと」に変化していくんじゃないかな。これからいろんな人と出会うなかで、そういう体験を沢山していつてもらえたらと思っています。新しいスタートを切った3人のことを本当に誇らしく思っています。みんな卒業おめでとう。

相談・調査専門員 竹内麻子



おわりにかえて

—今日を生きる子どもとともに最善の利益を追求する—

子どもサポート委員 半田 勝久

「せたホッと」は、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指す、公正・中立で独立性と専門性のある、第三者からなる子どもの人権擁護機関です。子どもの現状や気持ちをできる限り子ども本人から丁寧に聴き取り、現在起きている問題やその解決の糸口について把握したうえで、子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのか、どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのか、本人とともに考えていくことが心がけられています。そうした発想の原点には、子どもの権利思想の源流ともいえるヤヌシュ・コルチャック博士の思想があります。

コルチャックは、ポーランド・ワルシャワ生まれのユダヤ人(1878-1942年)です。第1次世界大戦後、戦争で親を失った子どもや親が服役中の子どもなどのために、家と学校が一つになったような孤児院を作り、そこでは子どもの自主性を尊重した活動をしていました。コルチャックは、「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間なのだ」と子どものなかに人間を見ています。そして、子どもを理解するためには「人間を認識すること、つまり、まず何より子どもを千通りの方法で研究することだ」と考え、子どもを観察し、子どもと対話し、子どもと一緒に感じ、子ども自身が関与するなかで子どもとともに決定していくプロセスを大切にしていました。1939年9月にナチスドイツ軍がポーランドに侵攻したことにより第2次世界大戦が開戦し、翌年にはコルチャックの孤児院の子どもたちもゲットー(強制労働収容所)に押し込められることになりました。飢餓や伝染病が蔓延するなかの悲惨な環境下で、コルチャックは子どもたちの人間としての尊厳を守るために懸命の努力を続けていきますが、1942年8月にはトレ布林カ絶滅収容所へ強制移送となり、子どもたちとともにガス室で殺害されてしまいました。

しかしながら、コルチャックの思想は、子どもの権利条約に受け継がれることとなります。子どもの権利条約は、1989年に国連総会において全会一致で採択された世界共通の基準です。条約では、①いかなる種類の差別の禁止(2条)、②子どもの最善の利益の第一次的考慮(3条)、③生命・生存・発達の確保(6条)、④子どもの意見の尊重・参加権の保障(12条)を一般原則としています。そして、条約の精神は世田谷区子ども条例にも受け継がれ、その理念を生かした子どもの相談・救済の仕組みとして「せたホッと」が設置されたのです。相談・救済活動においては、「解決の主体としての子ども」を中心に、子どもの気持ちや意見を尊重し、子ども自らが参加し、子どもとともに最善の利益を追求していくという姿勢にその原則が現れていると言えます。

2016年には、児童福祉の基本原理を定める児童福祉法が、第2条「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と改正され、条約の一般原則に踏み込んだ規定となりました。

それでは、子どもの権利保障の責務の一翼を担う保護者は、どういった状況にあるのでしょうか。子育て世代は働き盛りの世代です。職場での役割や責任も、増大していく時期でもあります。働き方改革が唱えられる背景には、残業や長時間労働、育児休暇どころか有給休暇も取れていないなか、育児・家事への協力がしにくい状況もありました。また、親には周囲からのプレッシャーもかかってきます。世田谷区に住んでいたり、通学していたりする子どもの多くは、塾や習い事をかけもっており、受験勉強にも追われています。親は自分の子どももそれらをこなしていかないと、遅れをとってしまうのではないかとといった不安を抱えてしまいます。すると、「私が頑張らないと」と自分に大きなプレッシャーがかかり、ストレスを感じてしまいます。また、自身の経験から「私のようにになれるように」「私のようにならないように」との思いものしかかり、ただでさえゆとりがないなか、親自身が追い詰められ、子どもへの強い

当たりや、ときには学校・教職員への不満となって現れます。

教員も、これからの時代を見据えた教育内容や方法の革新が求められ、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の推進や ICT 活用による学びの環境の革新への対応に追われています。教員の仕事時間は、国際比較でみると、週の仕事時間の合計（小学校：日本54.4時間（1位）、中学校：日本56.0時間（1位）、OECD 31か国平均38.8時間）や放課後のスポーツ活動や文化活動などの課外活動の指導に費やす時間（中学校：日本7.5時間（1位）、OECD 31か国平均1.7時間）、一般的な事務業務（小学校：日本5.2時間（1位）、中学校：日本5.6時間（1位）、OECD 31か国平均2.7時間）は、OECD 諸国と比べ圧倒的に長くなっています（OECD 国際教員指導環境調査2018）。日本の小中学校校長は、質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足をストレスに感じている割合が高いことも特徴です。また、日本の小中学校教員のストレスは、「事務的な業務が多すぎる」と最も多く、次いで「保護者の懸念に対処すること」となっています。こうしたことを踏まえても、教員が忙しすぎて、保護者の声にゆっくり耳を傾ける時間やゆとりがないことが浮かび上がってきます。

子どもにも急激な社会の変化への対応が求められています。グローバル化が進むなか語学学習が求められ、情報社会のなか情報機器を使いこなすことや次々に更新されるゲームやアプリへの対応に追われ、また新型コロナウイルス感染症拡大のなか新しい生活様式の実践などに迫られています。親・兄弟姉妹からも、祖父母からも、先生からもプレッシャーがかかります。他者との比較のなか、偏差値や順位に一喜一憂し、いい学校に行かないといい職に就けない、そのためには休みたくても休めない、頑張り続けないとダメなんだとの思いにつぶされてしまいそうな子どもも少なくはありません。精神的ゆとりがなくなり不安や抑うつになることもあれば、経済的ゆとりもないので頑張らないとお小遣いももらえないとの話もあるし、時間的ゆとりもないので遊ぶ時間や寝る時間を惜しんで必死に生活しています。

そうした状況のなか、子どもは親にも教師にも本音を話せていない様子も見受けられます。「話しても聞いてくれない、理解してくれない」「親も先生も忙しいのに、話せない」「自分が怠けてる、逃げている、努力が足りない」「学校に相談したことが周りに知れたら、大変なことに」「相談して笑われないだろうか」などといった思いです。忙しさをガードしているおとなには子どもは本音を話さないし、話せません。

また、子どもたちには、安心できる居場所も必要です。家庭のなかで、学校のなかで、地域社会のなかで、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のなかで、思いや気持ちを出し合える場があることが、子どもの成長には欠かせません。ステイ・ホームがさげばれている今日この頃、家庭のなかに居場所がない子どもの声が「せたホッと」にも届けられています。

コルチャックは、「もし我々が子どもに、今日という日を生きさせてやらなければ、いったい、子どもはどのようにして明日を生きることができるのか？ 踏みこむことなく、圧力をかけることなく、明日の奴隷にもどすことなく、非難することなく、急がせることなく、追い立てることなく。その瞬間、瞬間を尊重されよ。なぜなら、それはすぐに消え去り、二度と現れないからだ。」と述べています。

「せたホッと」は、現代の社会のなかで、子どもの声や気持ちから、今日を生きる子どもとともに最善の利益を追求し、ときに親や学校や関係機関などに子どもの現状や気持ちを代弁し、そうした積み重ねから、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護、促進する役割を担っているのです。

参考文献・資料・サイト

- ・塚本智宏『“子どもに”ではなく“子どもと” コルチャック先生の子育て・教育メッセージ』かりん舎、2018年
- ・国立教育政策研究所編『教員環境の国際比較：OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2018 報告書—学び続ける教員と校長—』（株）ぎょうせい、2019年
- ・文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2018 報告書 vol.2 のポイント」2020年3月23日 国立教育政策研究所 HP <https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/index.html>

参考資料

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例施行規則

相談状況の集計推移

アンケート結果

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日
条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本となる政策（第9条—第14条）
- 第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）
- 第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）
- 第5章 推進体制など（第27条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を取り、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要

なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡を

とり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども(次に定めるものとしします。)

は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとしします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとしします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとしします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとしします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

（評価）

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

（推進体制）

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

（国、東京都などとの協力）

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

（雇い主の協力）

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

（地域の中での助け合い）

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

（啓発）

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

（委任）

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号

改正 平成28年1月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員（条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て（条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。）は、擁護委員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるものとして規則で定めるものは、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの
- (2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定め

る場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合
- (2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合
- (3) 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合
- (4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合
- (5) 擁護委員の行為に係るものである場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査（条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。）をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などという。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(調査の中止)

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者(以下「同意者」という。)又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等(以下「立入調査対象関係機関等」という。)があるときは、調査中止通知書(第6号様式)により理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

(要請及び意見)

第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。)をし、又は意見(条例第21条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。)を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(対応についての報告)

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条

例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通知するものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第23条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。)は、調査又は調整(条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。)をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(擁護委員会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、非公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

相談状況の集計推移（年度の記載がない表は全て令和元年度の集計です）

1. 初回の相談方法と件数（新規件数）

	年度	電話	メール	面接	手紙	F A X	合計
子ども	27	131 (54.8%)	23 (9.6%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	—	158 (66.1%)
	28	151 (48.9%)	32 (10.4%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	—	189 (61.2%)
	29	155 (80.7%)	25 (13.0%)	10 (5.2%)	2 (1.0%)	—	192 (100.0%)
	30	160 (77.7%)	40 (19.4%)	6 (2.9%)	—	—	206 (100.0%)
	1	126 (75.4%)	33 (19.8%)	4 (2.4%)	2 (1.2%)	2 (1.2%)	167 (100.0%)
おとな	27	72 (30.1%)	3 (1.3%)	6 (2.5%)	—	—	81 (33.9%)
	28	111 (35.9%)	4 (1.3%)	5 (1.6%)	—	—	120 (38.8%)
	29	106 (82.8%)	11 (8.6%)	10 (7.8%)	1 (0.8%)	—	128 (100.0%)
	30	118 (88.1%)	9 (6.7%)	6 (4.5%)	1 (0.7%)	—	134 (100.0%)
	1	94 (89.5%)	8 (7.6%)	3 (2.9%)	—	—	105 (100.0%)
合計	27	203 (84.9%)	26 (10.9%)	9 (3.8%)	1 (0.4%)	—	239 (100.0%)
	28	262 (84.8%)	36 (11.7%)	10 (3.2%)	1 (0.3%)	—	309 (100.0%)
	29	261 (81.6%)	36 (11.3%)	20 (6.3%)	3 (0.9%)	—	320 (100.0%)
	30	278 (81.8%)	49 (14.4%)	12 (3.5%)	1 (0.3%)	—	340 (100.0%)
	1	220 (80.9%)	41 (15.1%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	272 (100.0%)

※平成29年度より割合の算出方法を変更

2. 初回の相談者の内訳（新規件数）

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関	その他	合計
27	158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	—	—	6 (2.5%)	4 (1.7%)	239 (100.0%)
28	186 (60.2%)	89 (28.8%)	8 (2.6%)	5 (1.6%)	3 (1.0%)	—	10 (3.2%)	8 (2.6%)	309 (100.0%)
29	190 (59.4%)	104 (32.5%)	6 (1.9%)	—	2 (0.6%)	—	13 (4.1%)	5 (1.6%)	320 (100.0%)
30	204 (60.0%)	111 (32.6%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	—	9 (2.6%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)
1	165 (60.7%)	89 (32.7%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	3 (1.1%)	272 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属（新規件数）

年度	未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
27	1 (0.4%)	138 (57.7%)	66 (27.6%)	26 (10.9%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)
28	6 (1.9%)	176 (57.0%)	84 (27.2%)	39 (12.6%)	4 (1.3%)	309 (100.0%)
29	13 (4.1%)	184 (57.5%)	69 (21.6%)	54 (16.9%)	—	320 (100.0%)
30	10 (2.9%)	199 (58.5%)	88 (25.9%)	38 (11.2%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)
1	7 (2.6%)	165 (60.7%)	63 (23.2%)	33 (12.1%)	4 (1.5%)	272 (100.0%)

4. 相談の内容 (新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
27	30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	4 (1.7%)	—	—	—	1 (0.4%)
28	44 (14.2%)	41 (13.3%)	14 (4.5%)	6 (1.9%)	—	5 (1.6%)	6 (1.9%)	—	—	1 (0.3%)
29	44 (13.8%)	45 (14.1%)	12 (3.8%)	8 (2.5%)	4 (1.3%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)	—	—	—
30	65 (19.1%)	37 (10.9%)	11 (3.2%)	4 (1.2%)	5 (1.5%)	16 (4.7%)	2 (0.6%)	—	1 (0.3%)	—
1	34 (12.5%)	39 (14.3%)	9 (3.3%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	8 (2.9%)	—	—	1 (0.4%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
27	73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)
28	65 (21.0%)	39 (12.6%)	16 (5.2%)	33 (10.7%)	7 (2.3%)	10 (3.2%)	12 (3.9%)	1 (0.3%)	9 (2.9%)	309 (100.0%)
29	87 (27.2%)	32 (10.0%)	15 (4.7%)	18 (5.6%)	4 (1.3%)	10 (3.1%)	17 (5.3%)	—	7 (2.2%)	320 (100.0%)
30	83 (24.4%)	38 (11.2%)	26 (7.6%)	15 (4.4%)	4 (1.2%)	3 (0.9%)	18 (5.3%)	2 (0.6%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)
1	76 (27.9%)	26 (9.6%)	16 (5.9%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	16 (5.9%)	3 (1.1%)	8 (2.9%)	272 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数115件を加えた387件に対する回数

5. 相談内容別 (新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
27	16 (10.1%)	11 (7.0%)	4 (2.5%)	2 (1.3%)	—	—	—	—	—	—
28	19 (10.1%)	17 (9.0%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	—	—	4 (2.1%)	—	—	—
29	25 (13.0%)	13 (6.8%)	5 (2.6%)	2 (1.0%)	—	6 (3.1%)	1 (0.5%)	—	—	—
30	35 (17.0%)	9 (4.4%)	6 (2.9%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	—	1 (0.5%)	—
1	16 (9.6%)	16 (9.6%)	4 (2.4%)	3 (1.8%)	—	3 (1.8%)	2 (1.2%)	—	—	—
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
27	66 (41.8%)	23 (14.6%)	—	4 (2.5%)	1 (0.6%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)
28	59 (31.2%)	34 (18.0%)	—	17 (9.0%)	7 (3.7%)	5 (2.6%)	11 (5.8%)	1 (0.5%)	7 (3.7%)	189 (100.0%)
29	75 (39.1%)	28 (14.6%)	—	10 (5.2%)	4 (2.1%)	8 (4.2%)	12 (6.3%)	—	3 (1.6%)	192 (100.0%)
30	71 (34.5%)	34 (16.5%)	—	10 (4.9%)	4 (1.9%)	3 (1.5%)	16 (7.8%)	2 (1.0%)	6 (2.9%)	206 (100.0%)
1	66 (39.5%)	25 (15.0%)	—	4 (2.4%)	2 (1.2%)	3 (1.8%)	14 (8.4%)	3 (1.8%)	6 (3.6%)	167 (100.0%)

6. 子どもの性別 (新規件数)

年度	男	女	不明	合計
27	100 (41.8%)	134 (56.1%)	5 (2.1%)	239 (100.0%)
28	133 (43.0%)	164 (53.1%)	12 (3.9%)	309 (100.0%)
29	140 (43.8%)	163 (50.9%)	17 (5.3%)	320 (100.0%)
30	151 (44.4%)	172 (50.6%)	17 (5.0%)	340 (100.0%)
1	125 (46.0%)	136 (50.0%)	11 (4.0%)	272 (100.0%)

7. 子どもの性別 (新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
27	49 (31.0%)	106 (67.1%)	3 (1.9%)	158 (100.0%)
28	65 (34.4%)	123 (65.1%)	1 (0.5%)	189 (100.0%)
29	67 (34.9%)	124 (64.6%)	1 (0.5%)	192 (100.0%)
30	74 (35.9%)	125 (60.7%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)
1	70 (41.9%)	94 (56.3%)	3 (1.8%)	167 (100.0%)

8. 相談者の相談方法 (延べ相談回数)

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	370 (27.8%)	192 (14.4%)	134 (10.1%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	702 (52.7%)
おとな	487 (36.5%)	59 (4.4%)	83 (6.2%)	2 (0.2%)	—	631 (47.3%)
合計	857 (64.3%)	251 (18.8%)	217 (16.3%)	5 (0.4%)	3 (0.2%)	1,333 (100.0%)

9. 「せたホッと」から相談者への対応方法 (延べ対応回数)※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	108 (14.4%)	192 (25.6%)	31 (4.1%)	4 (0.5%)	—	335 (44.7%)
おとな	363 (48.5%)	34 (4.5%)	15 (2%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	414 (55.3%)
合計	471 (62.9%)	226 (30.2%)	46 (6.1%)	5 (0.7%)	1 (0.1%)	749 (100.0%)

10. 委員・専門員の総活動回数 (方法別)※

年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
27	1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)
28	1,445 (60.7%)	633 (26.6%)	279 (11.7%)	6 (0.3%)	17 (0.7%)	2,380 (100.0%)
29	1,469 (60.9%)	562 (23.3%)	346 (14.4%)	21 (0.9%)	13 (0.5%)	2,411 (100.0%)
30	1,690 (58.4%)	751 (25.9%)	441 (15.2%)	7 (0.2%)	6 (0.2%)	2,895 (100.0%)
1	1,737 (66.4%)	507 (19.4%)	340 (13.0%)	28 (1.1%)	4 (0.2%)	2,616 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数115件を加えた387件に対する回数

11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別)※

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
27	790 (38.6%)	703 (34.3%)	554 (27.1%)	2,047 (100.0%)
28	1,133 (47.6%)	727 (30.5%)	520 (21.8%)	2,380 (100.0%)
29	819 (34.0%)	1,088 (45.1%)	504 (20.9%)	2,411 (100.0%)
30	1,107 (38.2%)	1,186 (41.0%)	602 (20.8%)	2,895 (100.0%)
1	1,037 (39.6%)	1,045 (39.9%)	534 (20.4%)	2,616 (100.0%)

12. 新規件数と総活動回数の月別推移

	新規件数		総活動回数	
4月	18	(6.6%)	213	(8.1%)
5月	24	(8.8%)	129	(4.9%)
6月	47	(17.3%)	263	(10.1%)
7月	21	(7.7%)	206	(7.9%)
8月	10	(3.7%)	159	(6.1%)
9月	18	(6.6%)	227	(8.7%)
10月	27	(9.9%)	311	(11.9%)
11月	19	(7.0%)	249	(9.5%)
12月	24	(8.8%)	257	(9.8%)
1月	27	(9.9%)	186	(7.1%)
2月	19	(7.0%)	189	(7.2%)
3月	18	(6.6%)	227	(8.7%)
合計	272	(100.0%)	2,616	(100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
電話	124 (45.6%)	82 (30.1%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	1 (0.4%)	220 (80.9%)
メール	33 (12.1%)	5 (1.8%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	2 (0.7%)	41 (15.1%)
面接	4 (1.5%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	7 (2.6%)
手紙	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.7%)
FAX	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.7%)
合計	165 (60.7%)	89 (32.7%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	3 (1.1%)	272 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	478 (18.3%)	384 (14.7%)	165 (6.3%)	7 (0.3%)	3 (0.1%)	1,037 (39.6%)
おとな	850 (32.5%)	93 (3.6%)	98 (3.7%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)	1,045 (39.9%)
関係機関	409 (15.6%)	30 (1.1%)	77 (2.9%)	18 (0.7%)	—	534 (20.4%)
合計	1,737 (66.4%)	507 (19.4%)	340 (13.0%)	28 (1.1%)	4 (0.2%)	2,616 (100.0%)

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	手紙	合計
電話 (相談者から)	350 (13.4%)	277 (10.6%)	175 (6.7%)	49 (1.9%)	6 (0.2%)	—	—	—	857 (32.8%)
電話 (せたホッとから)	309 (11.8%)	105 (4.0%)	42 (1.6%)	11 (0.4%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)	—	—	471 (18.0%)
電話 (関係機関(者))	294 (11.2%)	95 (3.6%)	18 (0.7%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	—	—	—	409 (15.6%)
メール (相談者から)	—	—	—	—	—	—	251 (9.6%)	—	251 (9.6%)
メール (事務局から)	—	—	—	—	—	—	226 (8.6%)	—	226 (8.6%)
メール (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	30 (1.1%)	—	30 (1.1%)
面接 (事務局)	5 (0.2%)	3 (0.1%)	46 (1.8%)	93 (3.6%)	39 (1.5%)	31 (1.2%)	—	—	217 (8.3%)
訪問 (学校)	—	1 (0.0%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)	14 (0.5%)	—	—	27 (1.0%)
訪問 (その他)	—	—	1 (0.0%)	8 (0.3%)	5 (0.2%)	5 (0.2%)	—	—	19 (0.7%)
訪問 (関係機関(者))	3 (0.1%)	3 (0.1%)	11 (0.4%)	23 (0.9%)	12 (0.5%)	25 (1.0%)	—	—	77 (2.9%)
手紙 (相談者から)	—	—	—	—	—	—	—	5 (0.2%)	5 (0.2%)
手紙 (事務局から)	—	—	—	—	—	—	—	5 (0.2%)	5 (0.2%)
手紙 (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	—	18 (0.7%)	18 (0.7%)
FAX (相談者から)	—	—	—	—	—	—	3 (0.1%)	—	3 (0.1%)
FAX (事務局から)	—	—	—	—	—	—	1 (0.0%)	—	1 (0.0%)
FAX (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	961 (36.7%)	484 (18.5%)	296 (11.3%)	188 (7.2%)	72 (2.8%)	76 (2.9%)	511 (19.5%)	28 (1.1%)	2,616 (100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	14 (5.1%)	18 (6.6%)	2 (0.7%)	3 (1.1%)	—	2 (0.7%)	3 (1.1%)	—	—	—
2～9回	11 (4.0%)	13 (4.8%)	3 (1.1%)	6 (2.2%)	—	7 (2.6%)	2 (0.7%)	—	—	—
10回以上	9 (3.3%)	8 (2.9%)	4 (1.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	3 (1.1%)	3 (1.1%)	—	—	1 (0.4%)
合計	34 (12.5%)	39 (14.3%)	9 (3.3%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	8 (2.9%)	—	—	1 (0.4%)
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	54 (19.9%)	8 (2.9%)	9 (3.3%)	4 (1.5%)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	2 (0.7%)	3 (1.1%)	131 (48.2%)
2～9回	17 (6.3%)	17 (6.3%)	5 (1.8%)	—	1 (0.4%)	3 (1.1%)	6 (2.2%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	96 (35.3%)
10回以上	5 (1.8%)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	—	1 (0.4%)	4 (1.5%)	—	1 (0.4%)	45 (16.5%)
合計	76 (27.9%)	26 (9.6%)	16 (5.9%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	16 (5.9%)	3 (1.1%)	8 (2.9%)	272 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数115件を加えた387件に対する回数

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	30 (11.0%)
火曜日	40 (14.7%)
水曜日	49 (18.0%)
木曜日	48 (17.6%)
金曜日	39 (14.3%)
土曜日	21 (7.7%)
メール・手紙等	45 (16.5%)
合計	272 (100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	4 (1.5%)
11時台	1 (0.4%)
12時台	1 (0.4%)
13時台	38 (14.0%)
14時台	25 (9.2%)
15時台	37 (13.6%)
16時台	32 (11.8%)
17時台	31 (11.4%)
18時台	32 (11.8%)
19時台	26 (9.6%)
メール・手紙等	45 (16.5%)
合計	272 (100.0%)

19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,121 (42.9%)
女	1,431 (54.7%)
不明	64 (2.4%)
合計	2,616 (100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設 (入所・通所)	児童館	その他	合計
対人関係の 悩み	65 (23.9%)	—	2 (0.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	—	3 (1.1%)	2 (0.7%)	76 (27.9%)
学校・教職員 等の対応	38 (14.0%)	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	39 (14.3%)
いじめ	34 (12.5%)	—	—	—	—	—	—	—	34 (12.5%)
家族・家庭の 悩み	—	26 (9.6%)	—	—	—	—	—	—	26 (9.6%)
心身の悩み	6 (2.2%)	8 (2.9%)	—	—	—	1 (0.4%)	—	1 (0.4%)	16 (5.9%)
子育ての悩み	5 (1.8%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	16 (5.9%)
虐待	—	9 (3.3%)	—	—	—	—	—	—	9 (3.3%)
学習・ 進路の悩み	3 (1.1%)	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	6 (2.2%)
不登校	7 (2.6%)	3 (1.1%)	—	—	—	—	—	—	10 (3.7%)
学校の悩み	5 (1.8%)	—	—	—	—	—	—	—	5 (1.8%)
非行・問題 行動	11 (4.0%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	12 (4.4%)
話し相手	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.7%)
行政の対応	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	1 (0.4%)
体罰	4 (1.5%)	—	3 (1.1%)	—	—	—	1 (0.4%)	—	8 (2.9%)
性の悩み	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	3 (1.1%)
学校事故	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)
その他	1 (0.4%)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	—	—	2 (0.7%)	—	2 (0.7%)	8 (2.9%)
合計	184 (67.6%)	60 (22.1%)	8 (2.9%)	2 (0.7%)	3 (1.1%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)	7 (2.6%)	272 (100.0%)

21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表 (新規件数)

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	行政職員	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	その他	不明	合計
対人関係の悩み	40 (14.7%)	35 (12.9%)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	76 (27.9%)
学校・教職員等の対応	4 (1.5%)	—	34 (12.5%)	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	39 (14.3%)
いじめ	—	32 (11.8%)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	1 (0.4%)	34 (12.5%)
家庭・家族の悩み	13 (4.8%)	—	—	3 (1.1%)	8 (2.9%)	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	26 (9.6%)
心身の悩み	15 (5.5%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	16 (5.9%)
子育ての悩み	16 (5.9%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16 (5.9%)
虐待	—	—	—	3 (1.1%)	6 (2.2%)	—	—	—	—	—	—	—	9 (3.3%)
行政の対応	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	1 (0.4%)
学習・進路の悩み	6 (2.2%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6 (2.2%)
不登校	8 (2.9%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10 (3.7%)
学校の悩み	3 (1.1%)	—	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5 (1.8%)
非行・問題行動	2 (0.7%)	9 (3.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	12 (4.4%)
話し相手	2 (0.7%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.7%)
体罰	—	—	4 (1.5%)	—	—	—	1 (0.4%)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	—	—	—	8 (2.9%)
性の悩み	3 (1.1%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 (1.1%)
学校事故	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)
その他	3 (1.1%)	—	—	—	—	—	—	2 (0.7%)	—	—	2 (0.7%)	1 (0.4%)	8 (2.9%)
合計	115 (42.3%)	78 (28.7%)	41 (15.1%)	6 (2.2%)	14 (5.1%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	3 (1.1%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	5 (1.8%)	272 (100.0%)

22. 委員が対応した場合の相談内容 (新規件数のうち)

対人関係の悩み	2	(4.2%)
学校・教職員等の対応	8	(16.7%)
いじめ	11	(22.9%)
家庭・家族の悩み	1	(2.1%)
心身の悩み	2	(4.2%)
虐待	6	(12.5%)
学習・進路の悩み	1	(2.1%)
不登校	2	(4.2%)
学校の悩み	1	(2.1%)
行政の対応	1	(2.1%)
非行・問題行動	5	(10.4%)
体罰	4	(8.3%)
性の悩み	1	(2.1%)
学校事故	1	(2.1%)
その他	2	(4.2%)
合計	48	(100.0%)

アンケート結果

せたがやふるさと区民まつり

■日時／令和元年8月3日(土)、4日(日) ■場所／若林公園

■内容／ゲーム「コインおとしゲーム」～ アンケート回答

「せたホット」アンケート回答者	こども(小学生以上)	未就学児(おとな代筆)、 おとな	合計
2日間合計	188	186	374
せたホットゲーム参加者(幼児：167、小学生：152、中学生：12、高校生：0、不明等：43)			

アンケート1 「せたホット」をしていますか？		
	こども(小学生以上)	未就学児(おとな代筆)、おとな
①している	115	37
②しない	89	131
無回答等	2	0
合計	206	168

アンケート2 「せたホット」のマスコットキャラクター「なちゅ」をしていますか？		
	こども(小学生以上)	未就学児(おとな代筆)、おとな
①している	149	32
②しない	56	135
無回答等	1	1
合計	206	168

アンケート3 「せたホット」はなにをするところ？		
	こども(小学生以上)	未就学児(おとな代筆)、おとな
①そうだんできるところ	162	84
②あそべるところ	25	46
無回答等	19	38
合計	206	168



おはなし
きかせてね

ホッとにきゅうさいFAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだんFAX)

年 月 日

そうだん ないよう つぎ
相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんでください

- いじめ 体罰 いじめ・体罰ではない学校のこと 虐待
 虐待ではない家庭のこと 職場のこと その他のこと

そうだんないよう か
相談内容を書いてください



あなた (相談したい人) のことを教えてください

★名前 (またはニックネーム) 名前： _____ ふりがな： _____

★せたホッとからの返事

FAX で返事がほしい FAX 番号 _____ 返事はらない

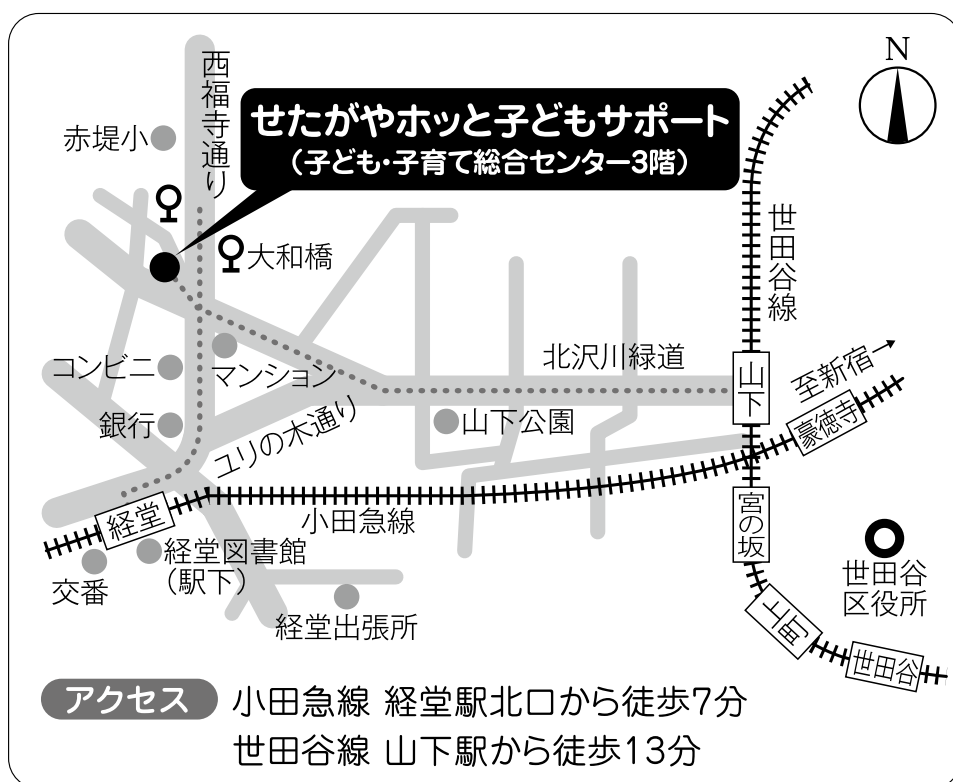
電話または会って話したい 電話番号 _____

★ここからしたは、よければおしえてください

でん わ ばんごう ねんれい さい
電話番号 _____ 年齢 _____ 歳

がっこうめい
学校名 _____

じゅうしょ せいべつ
住所 _____ 性別 _____



せたがやホット子どもサポート 活動報告書〈令和元年度〉
令和2年6月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホット子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホット子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホット子どもサポート で検索して下さい

相談専用電話 **0120-810-293**(フリーダイヤル)

★相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時
(日曜、祝・休日、年末年始をのぞく)

